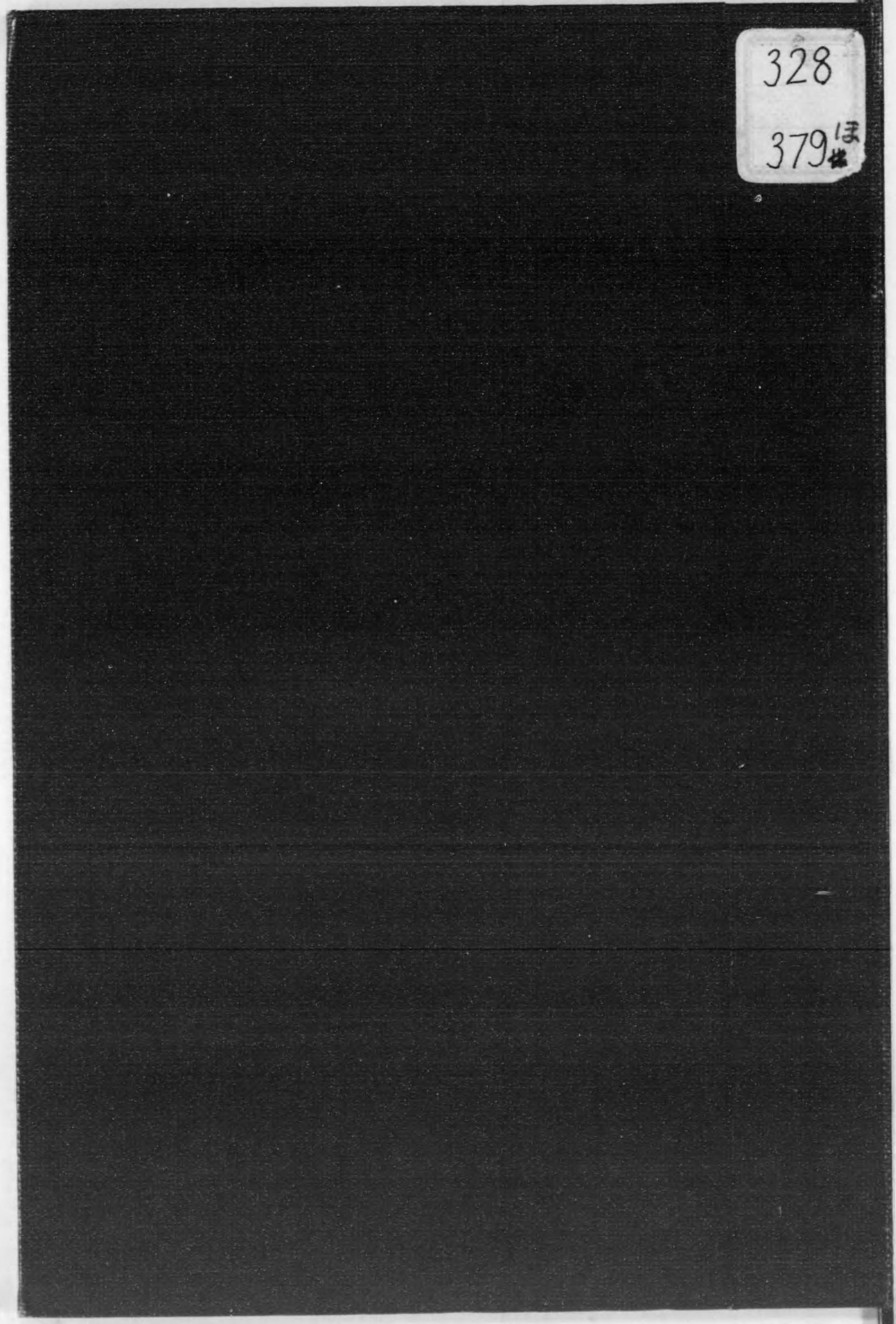


328
379^ほ_せ



始



37 111

21251

328-379
ほ



水戸藩關係文書

第一

大正
5. 8. 19
購求



日本書院藏書

水戸藩關係文書第一

緒言

一本卷ニハ舊水戸藩ニ關係アル史料ヲ蒐集編次セリ床井親
德手記ハ原題秘笈日録四冊秘笈雜錄四冊秘笈聞見漫筆一
冊秘笈筆叢一冊秘笈二冊秘笈歌詞及詩歌二冊ヲ收ム日録
一ハ萬延元年正月朔日ヨリ同年同月十六日ニ至リ敕詔返
納ニ關シ幕府ト水戸藩トノ交渉水戸藩内ノ葛藤及ビ長岡
屯集ノ徒ノ奮起ノ狀況等ヲ載セ其二(原本)ニハ同年八月四
日ヨリ同月廿九日ニ至ル就中徳川齊昭ノ發病ヨリ薨去ニ
至ル記事ノ如キハ兎角ノ風説アル齊昭ノ薨去ノ真相ヲ斷

ズベキ好史料ナリ其三原本三ハ同年九月朔日ヨリ同月晦日ニ至リ徳川慶篤ノ就國同齊昭ノ斂葬長岡勢ノ情實等ヲ記シ其四原本三ハ同年十月朔日ヨリ十一月八日ニ至リ雄藩ノ消息幕水間ノ情偽及ビ江水往復等ヲ掲グ共ニ親徳ノ日記ナリ

一秘笈雜錄ハ親徳ノ蒐輯文書ニシテ其一ハ題シテ秘笈御廟算高松ト云フ安政五年六月徳川齊昭ノ幕府ニ呈セシ御廟算伺書ト稱スル意見書及ビ同年十二月十八日水戸藩士高橋愛諸ガ高松藩邸ニ於テ藩主松平頼胤トノ問答書ニシテ高松邸館問答ト題スルモノヲ收メ其二ハ安政六年七月六日尾水兩家一橋越前等處分ノ幕命ニ始マリ松平慶永ノ諭

書鍋島齊正ノ呈書間部詮勝ノ建議安島信茅根泰鶴飼知信以下有志所刑ノ事等ヲ收メ其三ハ安政六年十一月五日島津茂久ノ諭書萬延元年三月三日櫻田一黨ノ老中脇坂安宅へ呈書懷中存意書及同年同月水戸藩家老大場景淑ノ徳川齊昭へノ呈書等ヲ收メ其四ハ櫻田一件ニ關スル問答書安積良齋ノ熊谷某ニ與フル書及鹽谷宕陰ノ水野忠精ニ呈セル書等ヲ收ム

一秘笈聞見漫筆ハ親徳ノ遭遇スル所ニ就キテ所感ヲ録セシモノニシテ題シテ心之友ト云フ安政五年八月以來天下ノ形勢ト内敕水戸藩ニ降下ニ關シ高橋愛諸等ノ運動ヲ記セルモノナリマタ秘笈筆叢一冊アリ文久元年五月嚴原藩主

宗義達ヨリ魯國船渡來ニ付キ幕府ヘノ届書及ビ水戸藩士
 東禪寺襲撃一件等ヲ載ス秘笈二冊ハ親徳文久三年二月藩
 主徳川慶篤ニ隨從シテ上京セシ時ノ日記ニシテ日録ノ後
 ヲ承クベキモノナリ秘笈歌詞及詩歌共ニ時事ニ關スル親
 徳ノ詠草及同志ノ詩歌等ヲ録ス全篇ヲ通覽スルニ本書ハ
 猶數冊アリタルガ如ク思ハルレドモ今自筆原本十四冊ヲ
 存スルノミニシテ他ハ傳ハラズ

一再來紀行ハ水戸藩士鮎澤國維ガ戊午ノ黨獄ニ坐シ豊後佐
 伯ニ謫セラレ文久二年十二月赦ニ遭ウテ歸藩セシ際ノ日
 記ナリ

一春雪偉談ハ櫻田十八士ノ一人海後宗親ガ櫻田一舉ニ關ス

ル經歷ヲ手録セシモノナリ

一下野氏文書ハ水戸藩士下野遠明ノ家ニ存セル往復文書等
 ヲ蒐集セルモノナリ

一終ニ蒞ミ床井弘鮎澤武下野一夫等ノ諸氏ガ此貴重ナル原
 本ノ謄寫刊行配本ヲ許サレタル厚意ヲ深謝ス猶本書ノ刊
 行ニ關シテハ高橋諸隨氏ノ斡旋ニ俟ツコト頗ル多シ併セ
 テ之ヲ謝ス

大正五年八月

日本史籍協會

床井親德小傳

床井親德通稱ハ庄三晩綠齋ト號ス平藏顯善ノ次子ナリ兄親忠ノ後ヲ紹グ
歩士組トナリ小十人組ニ遷ル始メ業ヲ茅根泰ニ受ケ才學アリ家塾ヲ開キ
テ門人ヲ教授ス安政戊午己未ノ變ニ同志ノ士ト江戸邸ニ赴キ黨議ヲ陳ベ
遂ニ松平頼德ニ從ヒ那珂湊ニ戰フ後忍藩ニ預ケラレ慶應元年四月四日斬
ラル年二十八四中ノ詩數多カル中ニ歲晚感慨トイフ題ニテ

我旣不能揮長戟以除姦邪滔天逆又不能晦跡江湖一葉輕舟從閑適五尺
小身膽氣豪此中自存日本魂日本之魄是天稟養成實賴祖宗澤一朝忽處
國步艱難收熱血流脈々消息盈虛雖有數至情豈忍安枕席一封章奏瀕肺
腑仗劍南馳十八驛欲將礫川混々水淨洗滿城氛塵跡何圖世途如波瀾志
業忽焉付一擲萬曆不察東林冤元祐更削黨人籍赭衣對薄陳赤誠幽囚且
作他鄉客故山縹渺知何處北望唯見浮雲白富嶽摩天幾百里滄海捲沙數

千尺山是最高水至深。不及我心萬憂迫。回首光陰疾如箭。況復明朝風物革。
 生平心等毫末酬。二十七年如一夕。愁添寒燈千緒亂。夢伴斷鴻雙淚瀉。何時
 新恩得歸鄉。飽看花紅與山碧。
 以テ其氣魄ノ存スル所ヲ見ルベシ大正四年十一月正五位ヲ贈ラル

床井親徳小傳
 床井親徳、越前守、大正四年十一月正五位ヲ贈ラル。其傳、
 千尺山是最高水至深。不及我心萬憂迫。回首光陰疾如箭。況復明朝風物革。
 生平心等毫末酬。二十七年如一夕。愁添寒燈千緒亂。夢伴斷鴻雙淚瀉。何時
 新恩得歸鄉。飽看花紅與山碧。

鮎澤國維小傳

鮎澤國維通稱ハ伊太夫字ハ廉夫水戸ノ藩士ニシテ實ハ高橋諸往ノ次子多
 一郎愛諸ノ弟ナリ鮎澤正行ノ爲ニ養ハレ天保ノ末其家ヲ繼ギ小十人組ト
 ナリ弘道館舎長ヲ兼ヌ夙ニ學ヲ國友尙克ニ受ケ才氣俊敏辯舌流ル、ガ如
 シ弘化甲辰ノ變ニハ兄愛諸等ト議シ誓テ國冤ヲ洗雪セント欲シ四方ニ奔
 走ス却テ奸黨ノ爲メニ忌マレ歩士組ニ左遷シ尋テ職ヲ褫ハレ其家ニ禁錮
 ス後マタ出テ倉奉行寺社奉行役等ヲ歷安政年中勘定奉行ニ進ム戊午ノ秋
 敕書ノ水戸藩ニ下ルヤ議ヲ上リ速カニ之ヲ列藩ニ廣布セントス支ヘラレ
 テ行ハレズ明年夏幕府大ニ獄ヲ起シ國維亦連及セントス國維其免ルベカ
 ラザルヲ慮リ一タビ郷ニ歸リ永訣ヲ期シテ復江戸ニ抵ル幾バクモナク評
 定所ニ呼バレ屢々鞠訊ノ後獄ニ下リ罪名未ダ定マラザル内萬延元年ノ春
 井伊大老刺サレシカバ危クモ死ヲ免ガレ其年十一月豊後佐伯ニ謫セラレ

居ルコト三年赦サレテ國ニ歸リ勘定奉行ニ復シ奥右筆頭取ト爲ル元治甲子ノ難榊原照煦ト南上シテ松平頼徳ヲ護シ那珂湊ニ據ル頼徳欺カレテ自殺シ武田正生マタ北行スルニ及ビ國維他日ノ恢復ヲ圖ルニ如カズトナシ途中ヨリ身ヲ脱シテ京師ニ走リ大德寺ノ畔ニ匿ル既ニシテ時勢漸ク旋轉シ戊辰正月赦ヲ奉シ水戸ニ歸リテ郡奉行ト爲リ賊徒ヲ追討シテ奥州白川ニ到ル奸黨市川弘美等間道ヨリ水戸ニ逼リ城殆ド危シト聞キ國維諸隊ヲ督シテ歸リ十月朔日弘道館ニ戰ヒ遂ニ敵ヲ撃チ斥ケシカドモ流丸ニ中リテ斃ル于時年四十五明治三十一年七月從四位ヲ贈ラル

海後宗親小傳

海後宗親通稱ハ礎礎之助常陸國那珂郡本米崎村ノ神職大和ノ二男ナリ兄某ノ後ヲ承ケ父ノ職ヲ紹グ年二十家ヲ兄ノ子ニ讓リ水戸ニ出デ上市釜上町ニ寓シ劍砲ノ術ヲ講ズ夙ニ高橋愛諸齋藤一徳等ニ交ハリ志節ヲ砥礪シ報效ノ志アリ安政戊午別敕ノ事起ルヤ數同志ト共ニ南上シテ敕旨奉行主宛洗雪ノ事ヲ謀ル翌六年六月愛諸及ビ金子教孝ノ意ヲ受ケテ下總國八幡驛ニ屯ス八月藩主徳川齊昭水戸ニ徙サレ永蟄居ノ命アリ幕府敕諭ノ返納ヲ迫ル益急ナルニ及ビマタ長岡驛ニ屯シテ之ヲ遮ラントス既ニシテ愛諸教孝等大老井伊直弼斬除ノ計ヲ畫スルヤ宗親モ亦之ニ與ル萬延元年二月廿一日密ニ家ヲ出デ江戸ニ至リ馬喰町二丁目旅舎井筒屋ニ匿ル上巳ノ舉宗親右翼タリ捷鬪シテ右指ヲ傷ク同志直弼ノ首ヲ擧ゲ四散スルヤ宗親増子誠ト潛行シテ國ニ歸リ那珂郡薩江村神官高野某ノ家ニ隠レマタ奥州ヨ

リ越後ニ入リ諸所ニ踞跡シテ幕吏ノ追捕ヲ遁ル文久三年藩政漸ク恢復スルニ及ビ始メテ家ニ歸リ姓名ヲ改メテ菊地剛藏ト云フ元治甲子ノ役ニハマタ那珂湊ニ市川弘美等ト戰フ王政維新ノ後職ヲ警視廳ニ奉スルコト數年職ヲ罷メテ故郷ニ歸リ晩年ヲ養フ明治三十六年五月十八日病漸ク篤シトノ事 天聽ニ達スルヤ特旨ヲ以テ從六位ニ叙セラレ翌十九日其家ニ歿ス宗親嘗テ經歷スル所ノ櫻田ノ一舉ヲ記スモノ之ヲ春雪偉談ト云フ

下野遠明小傳

下野遠明ハ隼次郎ト稱ス源太遠歷ノ次子ナリ幼ヨリ學ヲ好ミテ藤田東湖ニ師事ス才識超羣東湖太ダ之ヲ器トス又武藝ヲ勵ミ劍術ヲ善クス藩主徳川齊昭之ヲ賞シテ白銀ヲ賜フ安政年間別ニ俸祿ヲ賜ハリ歩士組ニ列シ弘道館訓導ヲ兼ネ彰考館ノ編修ヲ掌ル後小十人組郡奉行見習ヲ歷テ大番組ニ進ム安政中内敕ノ事起ルニ及ビ同志ノ士ト共ニ江戸邸ニ赴キ朝旨ヲ奉ジ藩主ノ冤ヲ雪メン事ヲ建議スソノ明年士民等大ニ騷動シ江戸邸ニ推登ルヤ遠明鎮撫ノ命ヲ蒙リ小金松戸ニ行向ヒ説諭シテ歸國セシム遠明夙ニ時勢ヲ憂ヒ匡濟ノ志アリ岳父金子教孝等ト密ニ相謀ル所アリ内外相應ジ時機ヲ伺ヒ事ヲ舉ント欲シ教孝ハ國ヲ去リ遠明ハ矢野長道等ト留リテ水戸ニ在リカクテ櫻田ノ一舉ニ井伊直弼ヲ討チシガ教孝等捕ハレケレバ遠明事ノ未タ爲スベカラザルヲ知り潛ニ家ヲ出テ所々ニ流寓シ時勢ヲ觀望

ス文久二年ノ夏敕使大原重徳ノ東下スルヤ遠明宮本信守等ト共ニ江戸ニ
 馳到リ外夷掃攘ノ事ヲ建白シ又諸藩憂國ノ士ニ交リ力ヲ戮セ世運ヲ挽回
 セントス其冬敕使三條實美及ビ一橋慶喜松平慶徳等ニ就キマタ意見書ヲ
 呈スカクテ京師ニ上リ諸公卿ニ見エ策ヲ獻ジ當世ノ急務ヲ論議ス同三年
 幕府ニ敕命アリ速ニ外夷ヲ拒絶セシム一橋慶喜コレヲ承リ東下スル由聞
 エシカバ遠明又同志ト共ニ江戸ニ至リ密ニ力ヲツクスト雖幕議因循シテ
 事決セズ遠明太ク之ヲ憤リ直ニ上京シ其志ヲ達セントスルニ途中俄ニ病
 起リテ起ツコト能ハズ數旬ヲ經テ漸ク京師ニ到リ奔走ス元治甲子ノ難江
 戸邸ニ抵リ意見ヲ述べ松平頼徳ヲ護衛シ遂ニ那珂湊ニ據リ山國共昌ト同
 シク軍機ヲ司リ奇計ヲ出シテ屢敵兵ヲ破ル後武藏岩槻ニ禁錮セラレ翌年
 四月四日斬ラル年四十三遠明嘗テ脩攘餘論若干ヲ著ハスマタ詩集若干卷
 アリトイフ大正四年十一月正五位ヲ贈ラル

水戸藩關係文書第一目次

一床井親徳手記

秘笈日録 自萬延元年正月朔至十六日	一
同上 一 萬延元年八月	五一
同上 二 萬延元年九月	一〇三
同上 三 附江水往復 自萬延元年十月至十一月八日	一五七
秘笈御廟算高松	二〇一
秘笈雜錄 二	二四二
同上 三	二八九
同上 四	三一九
秘笈聞見漫筆	三五五
秘笈筆叢	四〇三
目次	

目次

秘笈

四三九

同上京

四五九

秘笈歌詞

四九三

秘笈詩歌

五三五

一再來記行

五八九

一春雪偉談

六五三

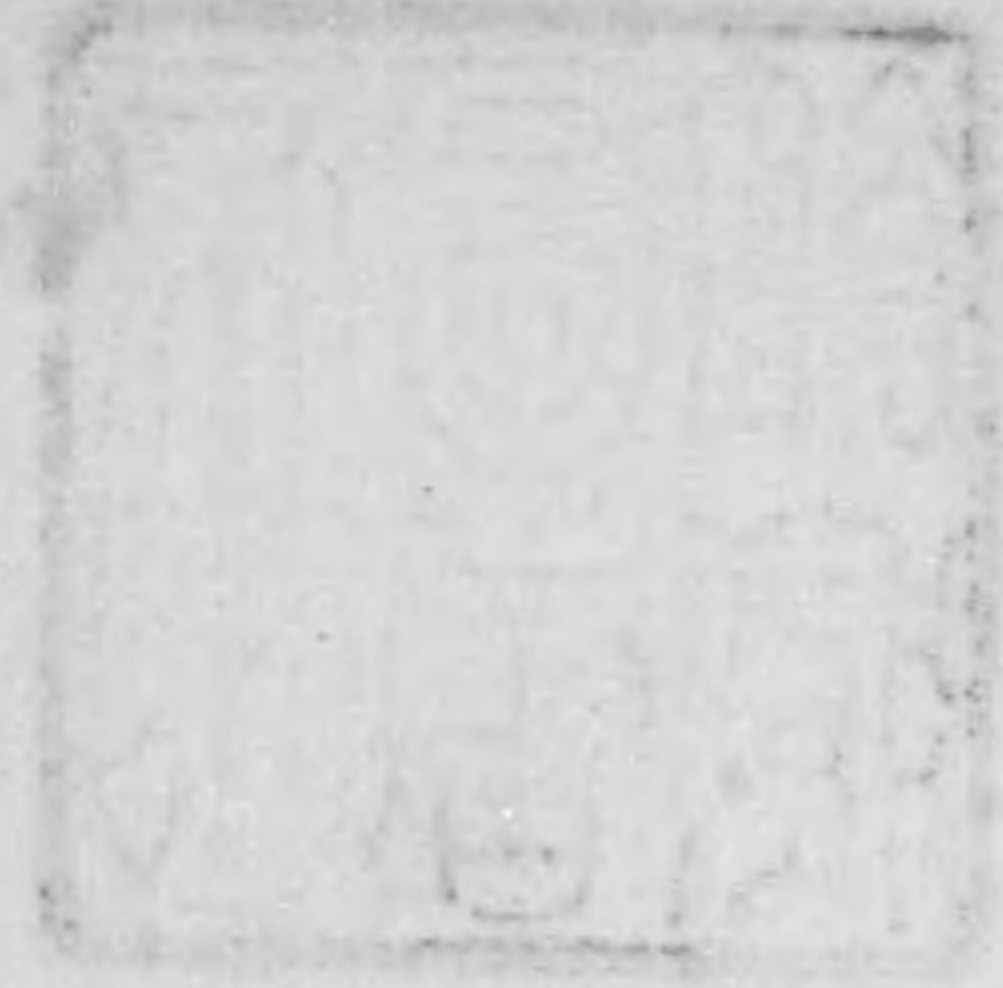
一下野氏文書

六六五

水口藩關羽文書第一目次

自萬延紀元正月朔至十六日

秘笈日錄 (正月)



晚綠齋秘笈

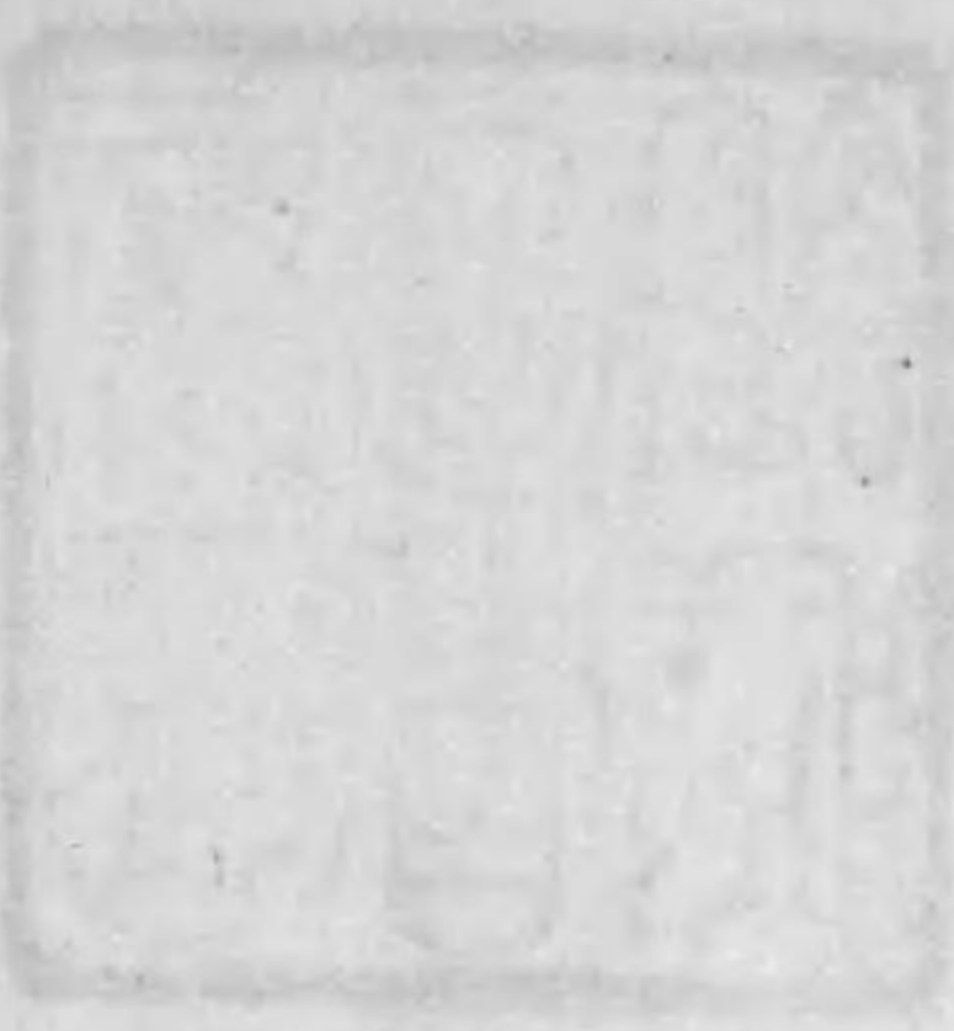
目次

目錄附時事數件

自萬延紀元正月朔至十六日



秘笈目錄



學校武庫燒失

安政七年庚申正月元日夜明七二日の明七ッ比なり時比弘道館御軍用御庫燒失初メ黒き頭巾をかふりゆやしけある者弘道館北門より出つ既にして火起るといふ

此庫中ニ威義公杯ニ御印書もありしハ是ハ燒失を免るといふ

一當時政府外路多クハ臆病家ニ耳目マテ 老公をも様々奉欺しハ 太夫

人及近臣杯百方力を盡し只今マテハ七分程も御悔悟マヨシ三隠も近々

出現ミヨシ

一南郭側と合從し頗る 老公を奉欺しハ此人々及ヒ森亥ニ等ニ君ニ事ふ

る道をえらぬ事又ハゆしき確證杯もゆふハれ 老公も是等より益御悔

悟と申事

二日

一問牒と覺しき者四人程九條卿御使と稱し下町ニ來りしヨシニ所探索

ニ逢上町ニ至りし由搦捕て糺問いハし度事ニ

三日

詐偽發露

悟と申事

二日

一問牒と覺しき者四人程九條卿御使と稱し下町ニ來りしヨシニ所探索

ニ逢上町ニ至りし由搦捕て糺問いハし度事ニ

三日

問牒

一 去月廿六日太田肥田兩執政南上之所长岡へ出張之人々 是は此度 御指出しき 儀 勅諭
 府が命あれども今更空しく勅諭を指出し候てハ 水國より日本を滅候よて 天下
 安危國の存亡此一舉に決候事あるも庸算も御指出し云所へ多分決じ候故
 萬一勅諭を持去る者あらば奪取て御城 議論を盡し候上十貳人程其後又添
 南上せし其内三人昨夜歸り來れり其事を聞ふ兩執政廿八日夜邸著拜謁
 して 勅諭事を言上せしよ 公其儀ハ安藤委細承知いさし居候事故是
 へ參り承り候様との事之依て廿九日兩執政へ與津大夫添て對馬守宅へ參
 り候所對州過言いふへき様かく肥執壹人ニて彼是と取合しよ重々過
 言故存分よ言切んとせし又思ひ返しよき程よして立歸り其旨 公聽
 又達し直様御暇を賜り歸國せん事を願ひしよ 公指留給ひしとそ 公
 三藩之地ニ被爲入三十五萬石よ君臨し給ふ御身殊よ 勅諭ハ重大之事
 かるを兩執政其爲よ南上せしよ其儀ハ安藤ニ承るへしとの扱々淺間敷
 御事安藤も三藩の君の臣下よ對し 勅諭事彼是といふ奴ハ縛り首を
 刎へし 勅ハ安藤の拵物役よ立す杯ハ決していれざる口氣 公此事

を聞給ひて定て御憤怒も被遊へきよ其儀かきり 公と安藤との間如何
 之譯かるやえれす

一 來書畧昨夜南便定て御承知とい奉存候へ共大肥大夫安藤宅へ被參候所
 安藤重々過言實よ可惡奸賊と奉存候家中よて働候者ハ 一々首を刎可
 申候 勅ハ安藤等ミ拵物役よ不立候間早々御納可被成候右ミ御品御國
 へ參候筈無之 中様御肥を御離し不被遊事とい奉存候へ共云々其外難
 打捨程ミ過言扱々ニ御坐候水國の義氣此上撓候て 君上をして不忠不
 孝ミ境よ奉陷尙更 神州回復どころよ無之 水より日本を滅し候罪
 難遙様後世よりも謗を取 天朝へ奉對我君臣如何此度ミ所人臣竭節ミ
 日と奉存候赤鬼京より御呼付夷賊一條嚴重御尋も可被爲在やよて内懷
 切迫ミ趣ニ御坐候 勅ハ何ても御指出し無之様人臣竭節ミ日と奉存候
 ケ様危急ニ相成候てハ人心反復を恐れ申候間免つよ對話腹心の爲り
 し兼申候杉久君よ事るの道を取失候段ハ呈書も出申候由三隱も近々と

三隱出現

ふり出そふか由ニ御坐候

久世再勤之説
不可信

脇坂辭職之説
不可信

返勅之不可

一 來書畧兩政下りも先御指留も相成候趣も承り申候ともかくも六ヶ敷
場合ニ相成申候乍去因州公御骨折も御坐候趣何レ次第ニ切迫いふし候
間今少々持張申度久世再勤等ミ沙汰安心不仕候得とも左様も有之候ハ
少々の見直し可申候併安印ミ口氣何れもにくき奴も御坐候右よて
も安印寄付候と申も扱々御座候脇坂等も五夷ミ儀ニ就てハあきれ切御
免願候趣左も可有之筈ニ御坐候
一 南便も水國よて今更 勅を指出し候ハ天下ミ笑物ニ相成候間其御積
りよてと邸外よりも申候由

四日

太誠歸國

一 太誠執政歸著尤如何ミ儀よて云々あるを去す

五日

公誓奉勅

一 太夫人初駒邸ましまし〜たる時やうく御下向被遊候事故 小石川より

御成被遊様々ミ御物語共ありし時 勅ミ事仰出されハ 公其儀よ於て
ハ決して打捨不申旨被仰しよいやとよおこと今迄ふまされし事いく
ふとかき事かれハいりよ被申候とて信しうふしと被仰られハ 公他の
事ハともあれ 勅ミ儀よ於てハ誓て打捨不申ましてハ様ミ事有之と
も指出し候様ある事ハ仕るましと再三被仰し故然ハ其證據を指出すべ
しと被^{被ノ下照字アラン} 公やそハ事ハ候とて御自ハ筆を染給ハ其旨御認よて 太夫人
ハ獻せらる然るよ此度ミ事到來せしハ 公 太夫人ハ奉對御不都合
ミ儀よて近比ハ 老公ミ御言葉よりハ 太夫人ミ命ハ從ハ給ふといふ
只今よてハ 勅も太夫人御肌を御離不被遊者ある近臣ハ向ハ給ハ人數
あふ糸とも 勅ハみつうら御預リ爲參し故假令 老公ミ命もせよ
中納言の請もせよ筋道ミ見うらぬハ 勅を指出す様ある事ハ得そま
しハれハ心安く思ふへしと被仰しとそ 太夫人よてハ此度ミ事誠ハ重
大ミ儀よて今の執政杯よてハ回復ミ功中々思ハも不寄金高等^{忠一ハ符字ナラン}ミ忠忠誠

大夫人賢明

智畧圖國に比類なき者なれり。此者を引起そよ非され^{ハ脱カ}決して成功の難成として時々 老公へ仰上られしよ。老公よの杉久等ミ一類百方説を勅をの金高う作し事一國鎮靜セさるの高金の去りおし故かと、虚説を以奉欺し故最早一命を拘る様も可成もなれさるよ。太夫人百方御諫言ありしりの 老公よも深悔悟し給ひし之併是の何を申も小臣の事國家ミ大本を立て押抜の執政大臣其人を得るよ非されの出来ぬ事として大場武田岡田三隠居御登用ミ思召よて先日 小石川へも御申立ニ相成歟ミ事三隠ミ事の大發中より度々諸方を呈書せしよ。公も御承引被爲在既ニ執政の内々論迄もありしう杉執已ニ便かふさるを以妨をさし今迄打捨おられし之

大場欲死於勅

一大場一眞齋いひしり 勅の眼前我御預り申上りされの決して指出へうらす萬々一指出へきニ極らぬ最初よりミ御預りといひ我亦 勅を奉して南上するの必定なれり其節輿中よて火中し割腹して畢らぬ何の難き

事ならん人々 勅ニ心を苦る事ありれといひし之

六日

老公親簡

一 去月廿九晦日ミ比 老公ミ御手簡 小石川へ被遣し寫しを見しといふ人ミ咄よ 威義兩公以來代々天朝幕府へ忠誠を盡し候を以畢竟天朝より 勅をも下されしかれの此度ミ所置よよりての是迄ミ忠誠も水ミ泡と相成可申我等慎中故是迄の一言も不申罷在候へ共愈と申時ニ相成候の、一言可申心得候實ニ大切ミ場合故何分よも思慮を盡し所置ミ宜よ叶ひ候様可仕云々ミ御意味ミよし是迄の邸中も一定ミ議かく様々なる議論ミ所此御書を拜し初メて 老公ミ思召も相分り人心も今迄の違ひ候由

白井執政

一 白執政此度ミ事ニ付周旋せしり莫大ミ事 公ミ少々御悔悟被遊しり白の功居多きよし然るよ兩執政登り大評定のありし時病と稱し席ニ臨ます依て物議を來せしとそ晦日の比よや或人白へ往きしよ月代をもそり

尾崎執政

病る様子も奇きと如何も所存もや
 一尾崎執政初メ比のさしふる事も聞さりしは近比の余程盛めて邸中も
 ても依頼する様子之全體の生質意地も強き人よしかれの何卒其勢も
 て始終へ押張度併一家の説を立居者共様々論を入るよしかれの後々
 のいづゝあるべきや

一飯田總藏側用人を勤メし人之一昨年御開達も思召有し時御袖もそより
 直言して御勸申上しうとも遂に御開達もかくて過し内去年の夏も比よ
 りして臆病家も引込れし様子あるう流石も人物ある故此度の必死も盡
 力いふすよし右故 幕もても殊の外忌み憚るよし之或人四五人連も
 て飯田へ行いゝかる所存もやありらん 勅も止む事を不得御返し相
 成候かゝり 幕府へ御返しと申も誠も名義も於て如何と存候間可相成
 の 天朝へ御返し申候様仕度といひかれ飯田色を變しそれの極かゝ
 計の御論もや又皆様とても其御思召も御坐候や扱々淺間敷御事之是迄

飯田正言

御國も皆様方を力も仕候所其思召もて誠も御持みうひも奇き事拙者
 かと了簡もての 勅をい決して御指出も相成べくすどの様も事もて
 も御國を離れましと一筋も存詰罷在候も只今も御言葉扱々存外ある儀
 もて候と被申かれの其人赤面して答もかうりしは内心もて深く感じ
 候由青山先生邸中にゐれとも百方術盡いゝんともそへき様かく深く飯
 田も周旋を感じ心付し事共飯田へ通し 高聴も達するよし

太誠歸國

一太誠執政唯々諾々是といふ事もかく且の登りも時も長岡も有志肥執の
 御登り御盡力可被成太執の去年御引請被成候得共一廉も儀も無之候へ
 の此度の御登りも及まじかといふ事君聴も達せしはや兩執南上御國
 も動靜も忘れされの太誠殿の御下りもて御國も方御取計との事もて下
 されしよし

南發有志歸國

一二日南上有志 是は長岡が登りし 邸發足歸國す是のいづゝの譯もや付
 添も人も話も執政引請て罷登りし跡より付從られる様もて引請

ミ甲斐もあつたれに歸國可仕御歸國あつたれに拙者罷下り候間いふとも御盡し可被成と肥執より被諭し故之且間柄同役付添よて下りミ旨を聞ととも下るあつたれとて實の三日よ下るへき所を二日俄よ下りしよし其下る時存意えよ、免し物を大監今井金右衛門へ呈し下りしといふ

福田八郎衛門

一福田八郎衛門と云の世々上野よ住せし者よて義公御代 幕下ミ士水野某といふ途中よて喧嘩出來某甚よ難儀よ及ひし所を八郎衛門先祖六代ミ祖あり通りかゝり二十余人切殺水野を助けしを 義公よて被聞召御登城御道先へ指出可置旨命せられ依て八郎衛門罷出居し屋形よて供いよすへき旨命せられ御歸館ミ後召せられ我家よ仕あんと被仰しよ仰難有候へとも矢張上州よ罷在某勝手よ御坐候間上州よ住居仕いつ何時いふ様ミ儀歎到來仕候の、身命を捨て御奉公可申上と御答申上しうの 義公常よさへ給ひし長光ミ御刀忠吉ミ御脇指を御手つうよ給ひえうの是をえるしよ遣候間永代我家よ出入可仕と被仰しうの福田も恩よ感

激し其後の時々屋形よも出しう八郎衛門死して其子僅よ二歳ありし故それよりの出る事もあつたれしよ當八郎衛門舊恩よ感し東湖先生よ就て心底上言し以前ミ如く屋形へも出先年 老公御國へ被爲入し時の拜謁もいよしそれ故戊午ミ國難よの手下ミ者共二百人程引具し龍ヶ崎へ出張十八日ミ間さいふ八郎衛門のせしう何事もあく歸國し去年 老公より張龍ヶ崎よの七八日居しよし御親奎を下し給ひしうの益感激し此後いふ様ミ事あふんよの必一方をの某よ可被仰付何卒年來ミ御恩よ報し度といひ出し由八郎衛門今年三十九才上杉謙信の遺烈を欽し古の事をえよひ文武よ長し手下ミ者貳百人餘何レも鬼の子の如き者共よて常よの博奕追剝を業とし龍ヶ崎へ來りし時の手下ミ者皆一尺九寸二尺計の脇指をさし刀をの帶せす八郎衛門人よ語りしれ手下ミ者共何レも無頼ミ惡物よて一人二人ミ人殺さぬ者い無之候故腥さき事杯の何とも不存固より義理名分杯と申の如何ミ物よ露計もえよす博奕を以渡世いよし候者故某一言よての假令いふ様

のひう事あり共皆命を捨申候間某いふある事御坐候もどあふても
 手下ミ御指圖被下候ハ難有事と奉存候某も先祖以來廿六代上州に住
 し代官杯のやうましき者の追かへし幼少あつてとの様も出來候者
 を代官といふし置候間是迄年貢を納むると申事もなく世を送り申候次
 第は面白き世の中は相成申候卅九才の英雄の厄年と申候へは只今杯
 死候も不相知此世は生れ今年杯死し候ては扱々残念ありと云て
 ひしとそ右の對話せし人の咄也

大誠一條

一 來書畧太田下り云々儀格別ミ意味も無之様承り申候右下り儀ハ江
 南御目付方申立太田居留り候様よて御國靜候程不安心依ては先御下
 しミ方可然と申立候より下りニ相成候との事承り申候肥田ミ儀ハ存
 外居り合も宜敷此砌至り候てハ上公も思召込存ミ外との事御
 坐候併安印にくき奴御同様残念奉存候昨夜杉彌も歸宅夜八ッ比參候間
 得ト承り候所太田ミ儀ハ相違も無之様承り申候肥田存外都合も宜敷至

白安人物の高
卑

極張込居候事も相違なき趣原熊側は居委細肥の口氣も委細相分り候と
 の事白も引込居候へとも實は不快のよし前日ミ所の白も至極よろしく
 安印も白ふハ少々やられかけんとの事併安印も白太位ミ氣力ハ有之候
 との事君側内々承り居候趣白ミ方人物くらへよてハ少々上手りと申事
 實正ミ様承り申候尾太夫存外正論は押貫居候との趣右之杉彌計ミ咄も
 も無之五間よて承候間相違なき事と相見申候

尾崎正論

九日

大夫人忠長岡
之濫

一 來書畧昨日 奥御殿様より大場へ御使被下置候所長岡勢出張居候儀も
 幕へハ大響き相成可申ニ付とかく亂妨ケ間敷事無之様いふし度よ
 し御内々御使被下置候趣内々承り申候併先日杯ハ安藤の家來長岡を通
 行ミ折二階より紙をまるめあげ候沙汰尤當りも不致候へとも若き者共
 よてハ殊ミ外惡口ケ間敷事杯も難計右様ミ仕末よてハ以の外は御坐候
 得とも穩便は出張居候儀ハ隨分宜敷と申事のよし承り申候扱又長岡勢

岡部嘉金
此言三十所
如吹聴セ
し如く長岡
に立聞大
迄一文に是
も三事方貫
ひ候事無之
さ程持部兩
沙汰左持部
の全なく持
物なる事可
知すして可

待京師之賀年

老公患全索之
出於金高

秘笈日録 十六
兵糧ミ儀岡部三十郎郷中へ参り才覺いし長岡へ送り申候由沙汰いし
し 老公へ右ミ趣可然正邪臆病家ミ事あるべし杉久等ミ者より御咄し申上候
よし此節のとかく長岡勢兵糧助力をせくり候て右ミ助力いし候者を
打落し候策のよし右ミ付ての今日杯よりの宿内の明キ家をかり米味噌
等自分より持集め長く持張度者ミ御坐候様奉存候とかく風説を不
受様いし度候御盡力奉願候
一 勅ミ儀も何分も押張三月迄押張候へん京師今年頭御使三月中参候節
よともかくもと申思召よし右ミ付ても長勢ミ儀の三月中迄の相掛り
可申奉存候
一 此節長岡兵糧等ミ儀ニ付金高等より送候様ミ儀も有之候ての兩人ミ爲
よ不相成候故何分も心を付度とて 老公殊ミ外御配慮有之候よし難
有且恐入候事御坐候
一 十二人ミ者此間下りニ相成候所一昨日若年寄乗より達しニ相成引取候

十二人下向

岩瀬筒井永井
水野
九條公謀廢立
未可信

江南急便
但係去冬ミ
事

族も有之又の引取族も有之候よし矢張思ひよて至極面白キ事
御坐候よし
一 來書畧 京師ミ勢極盛よし舊秋來 幕府ミ所置付候故諸大夫等歸郷
又々正氣異日十倍迄のみから岩瀬筒井永井水野筑後ミ輩必至ミ
盡力關東ミ時情手取如く 鳳聽入候よし近來の九條殿下も是は舊冬
廢立の事 御不都合ミ儀有之參殿も無之よし大原三位右廢立ミ謀有之候を
見あらざし栗田口背
兼々承及候よ不違人物ミ相見申候の輩有之 紫宸を守衛西州ミ諸侯の薩
州毛利等ミ勢を以推考致候へん天下實ニ挽回ミ時至り候所故何卒此度
の御家ミ御所置御英氣御振ひ被遊候様仕度所祈御坐候云々
書中九條公廢立を謀りし事の大老閣老等ミ策よて舊冬廿四五ミ比よ
やありらん江南急便を以て通せし事ありそれの大老閣老天下ミ大政
を思ふる儘ニかしの井伊外櫻田ミ居る故世ぬる異國ミ要求の日増し重
り天下ミ人民の頻り憤怒し殊よ 天朝御英明ミ被爲入公卿百司一圖

秘笈日録

十七

一昨年来之大意

よ回復を謀り
 一昨年ミ事ありし 主上天下ミ衰運夷狄ミ強梁を御憂被遊忝くも精進潔齋石清水ニ御祈請を籠給ひ 神武帝以來三千余年未タ一度も夷狄ミ辱をうけし事あり今朕ウ世ニ當りかゝる事ニ及ぬる事誠ニ殘念至極併天下存亡ミ係る所かれハ神明ミ擁護ニよらそんハいうんそ長久を謀るへき和戰の策神託ニ依テ 叡斷臨ふせらるへしとて御手つうふ錢をあげさせ給ふニ不思議や戰といふ文字あらざれり
 主上を始まらば七月卿雲客百官諸司おふけひをかしていさみツゝさ
 天下諸侯の心得をとり天下ミ勢を見めとて幕府へ仰下れし幕府にてハ専ら和議を主とせられしハ心得書を取給ひ程經て大老閣老等愈和議と決し 天朝へも其趣奏聞し條約をも可結とて關老堀田備中守上京ニ決しけるニ 京師ニも關東與力ミ者ありり内通して財利ヲ貪らんとや思ひらん何某二人 二人も名をわすれり 竊ニ關東へい

ひたるハ 天朝にてハ諸侯の存意次第にてともかくも可被遊と先日評定一決せし所かれハ和議御免を願ふるハのみよて是事の成へしとも思これす天下諸侯皆和議を主とせらるゝニ 主上いハ思召立せ給ふともかとう關東ニ從ひ給ひさらん此心よて如何とも謀り給へ萬全ニも候ら之めと被申しういさふハとて諸侯の存意をとられしハ和戰様々かりりハ關老等戰を主とせしをハ盡く和議の論ニかきかへ備中守是を持て上 京をそしりたる 主上ハかくとい夢ニも忘り給ひす三條公也それと曉り給へとも深き思召ミありりハ人ニ語り給ひす程かく備中守御前へ進出三百年ニ太平いつとかく天下武道具うとく武備の心つけもうそく成行候を見そまし異國入津交易を願出候夷人と見つけ候へハ速ニ打拂ひ候ハ祖宗より法制ハ候へともいハせん今戰んとされハ太平ニ狃て百戰ニ一勝の利も見す戰さレハ祖宗ニ法度ニそむき關東ニても日夜ニ心を勞し候へとも致へき

様もかく一時に權宜止む事を得ざる儀にて候へり一旦交易を許し彼
う望に應し其ひまは武備をととのへ其上にて打拂候外良策あるへし
ともお尋へすはこれ御免を蒙り交易を許さべうもや候と申されり
主上被聞召假令太平なされて武事は怠るもせよ天下に諸侯盡く武
事をわきれしよもあるよし又盡く交易を尤とも思ふよし朕は天祖
以來に國を辱め關東にての東照宮に法度を失ふて天下に存亡も係
る事なれり一先立歸り諸大名に存意をとりそれを持て又々上京をへ
しと被仰しうの備中守此度願出候の誠は殘念に事共の御坐候へ
とも止む事を得ざる勢にてケ様も決し候事な御坐候 寂慮迄も候と
す既に諸大名に存意をもとり候は何れも和議を主といふし候故とて
も只今打拂候事の難叶候への何卒 勅許を得一旦交易を指許し申度
とて懷より諸侯に存意を出し是にて候と申てさしおきなれり 主上
御覽せられ驚らせ給ひて世にかく迄も衰へしう扱々是非もなき事共

ありといふく打嘆らせ給ひし所へ三條公進出それの皆にセ物にて候
と被仰なれり 主上諸大名に存意ありとて指出せし物をいうかる證
據ありてうにセ物との申そと被仰しう三條公其證據只今奉入 寂覽
候へしとて御前を罷立何某に可尋事あり近ふ參れとめし 何某は前々
内通二人之
一人は、駿河守に覺へし召されし
は、三位に侍從に召されし 一間ある所にて何某をこつと
にらみやほおのれこそ 朝敵なれ 禁裡の御評議を關東へ内通せし
に我盡くまじつるといふさるうありし事共一々な屹ト申せ一言半
句も偽なといひんよ於ていふやつ首打落してくれかんといふ
と鏝本くつろけ責給ひし何某おそろしさの餘り内通に事共盡く白
状しはこれ命なまたせ給ふの廣大に御恩にて候とふるへり申々
れり何某を引立て御前に出給ひ此者關東へ内通いふしえりし旨
只今白状仕候是にその證據にて候のすやと申を被聞召さる事の
ありしや甚く奇怪の事共なさいりありふよしや此者の内通せしよも

セよ關東よて其以前よ諸大名ミ存意をとりしもさうるへうさす内通
 セしとてそれを證據とのみ定うさし是のいりよと被仰々れいさん
 候某此者ミ内通セしを存候てううくと只今迄見て居申へきや今日
 の事ゆふんと存候へい先日より諸方へ手を廻し諸大名直筆ミ存意を
 とり申候所それく議論も御坐候とて懐中より存意書を取りさされ
 備中守持參ミ品にせうまことり是よて御叡斷可被爲在よて候と御
 前よさし出されれい

主上御逆鱗被遊備中守是のいりよと被仰しよ備中守一言の答もかく
 そこく御前を退出すかくて何某をい押込給ひたるよ外ミ一人駿河
 守さかいの其事を聞て自害して死ぬ誠よ危き事ありたり其後備中守
 將軍家御養君ミ事申上しよ賢明よて年の長せし人を撰ひて世嗣とさ
 し給ふへしと被仰しをえ得として備中守下向をそしりたる賢明よ
 て年の
 長せし君は一橋公より外ありし之備中守
 も一橋公を西丸へ御直しミ事ハ盡力せし之されと和議を主とせたる事い

益深うりし此時よ當て御家門よの御家を始メとして尾州家越前家國
 主よの毛利島津仙臺阿波土佐立花宇和島等ミ諸大名ひささし回復を
 計り天朝よ力を盡さ者多うりたり越前候ある時尾州家へ被爲入
 ケ様相成候うりたりとも只今迄ミ姿よて事ゆくへしとも思ひす一橋
 よの賢明よて天下ミ心を屬し居る事かれい大老閣老等の腹よといり
 てとやうくせる内よ一橋を西丸よ直し其上よてこそ回復をもさうさ
 先と被仰しよ尾州候この心得ぬ事を承り候者お拙者ミ論のそれと
 い相違セり只今よての間よ合申間敷いうんとかれい只今志を枉て閣
 老等う腹よといりて事をささんよの近き内よ外國と條約を結ぶるよ
 よ貴殿の共よ調印も被成候や貴殿ミ御論是迄よ至さる内さうい可
 然只今よての間よ合ひ申間敷とい此所よて候拙者のケ様相成候てい
 天朝へ力を盡し天下ミ諸侯とも合從して回復を謀るより外い無之事
 と存候と被仰々れい越前侯扱の尾州よていおのれ西丸よ直らんと思

へんこそかくのいふからめと被思しうのまほく聞給す幕の腹よ
 といりて事を成さんよ一定仕遂げ可申物を被仰脱カたるよ尾州も更よ御
 承引ありしうのさふの以後の御論も伺候まじ御勝手よ可被成とて
 御退出被成たれ越前侯ハそれより二三日内ヨ大老の宅へ被爲入何某
 御付申候与何某ハ井伊の腹心ヨて事を執りし者ありしハ大老怒りて其人を直
 宇和島侯を始として尾州家ミ田宮彌太郎及ひ御家ミ諸有志其事を
 聞兩家ミ和睦を周旋せしよ依て程かく又以前の姿よのかりよなるか
 らる所よ去々年六月の比よやほり々ん幕府よて愈假條約を結とる
 と聞へたれのすいこそ國家ミ大事天下ミ存亡ニこそあんかれいさや
 其事を打破んとて尾州家越前家小石川よ被爲入 老公 今公御同道
 よて俄よ登營をそし給ひたるかくて御正議建白被遊しうの松平伊賀
 守堀田備中守の閣老退轉太田道醇間部下總守を閣老よのかりよなる
 然るよ二人も内心の備中伊賀杯同意ミ者ありたれの俗よいふ虎を拒

此後假條約の
 結ひし之其事
 へか宿願よて
 成し故天下相
 成りし之輕卒
 なて懐りし之

きて狼を進免し如くあり 併是は跡よて見ればこそかくの而りたれ計
 隠りて退かくて幾程もほふぬよ七月の三日よや 將軍家薨去し給ひ是
 井伊杯のひそか五日ありなる 同しく六日よ比 老公御憤 今公御指扣 尾越
 の御憤御隠居被仰出し御遺命と稱しぬれと閣老等う所爲さる事明ら
 かり 將軍家ハ多病の御性質よましけれ御 同しき中旬の比 天朝
 より 御家へ 勅諭御下しニ相成鶴飼吉左衛門父子木曾路旅行四日
 切よて 小石川へ著同しき時幕府へ同し事を被仰下しかりかゝりし
 うの是迄の暗夜よ迷ひし闇國ミ人士喜ひいさむ事大方かゝす 闇國
 の人民ほふんかきりの 寂慮を枕としてともかくもあるへき物をと
 いさみ立 君上よも御親ら筆を染給ひ事の成否の難計といへとも
 寂慮ミ趣いつく迄も遵奉仕 宸標をやせ免不奉しての候へきと御奉
 答被遊しそほりかゝささふの 勅諭を天下諸侯へ傳達せしとて八
 月の末ミ比より取かゝり其評議を被爲盡既よ諸公子へも御相談閣老

等も被爲召其御使をもそれれ命せられし大老閣老おのさう罪
 を通れんとて太田間部等百方 公を誨さむき奉り臣子の内よもさへ
 へ申者ありて其事を遂すありたりゆこれ此時よよ御傳達よあふ
 ましうの所謂迅雷耳を掩ふ暇あさるといふ古語の如くあふんよ
 其時空しく過しぬれ今 勅を御返し被遊杯の事いてきて天下よ
 も恥の上よ恥をさうす事とありぬかくて 主上よの竊よ大藩諸侯
 よ 勅を下し給ひ 水戸家へ 勅を下せし故其旨心可申とそ命せら
 れたる扱 將軍家かくれさせ給ひ世嗣と定まふ給ふ君よしよさへ
 れの閣老間部下總守上京し宣下をそ請申されたる初メ下總守の上京
 せし時天下有志ミ天朝へ忠誠を盡すを憎み所々へ關所を設け往來ミ
 人を改め抔したる猶も諸大夫等堂上方を助け百方周旋するをさく
 りて一々よ召捕關東へそ 此時の伏見町奉行内藤豊後守も力も多
 しよその是は間部よりハ氣力もあふりよ送る
 るかくて金銀を山の如く積おきて内外ミ人ニ賄われの利よや迷のさ

息司殿下の子
 召捕りて人を
 此時之 叙慮も
 入つて 叙慮も
 奉らざるは
 妨がらざる
 決して信ふ事
 返されし思召

れ々ん將又いうある心ありや宣下を許し給ふへき旨達て請申され
 れの 主上よも然らに請よ可任と思召れたる三條近衛ミ人々の此事
 を去り給ひかくての事の成さるのみあふば其後の回復よも己より引
 込されの後の力よのありうよしと思召れ俄よ引込給ひたる 主上の
 此人々をこそ頼ニ思召れられの大よ驚き給ひいうある事よてうかへ
 る心よのありし朕も卿等を頼よしてこそ回復を謀るへきと仰出され
 られの人々一同よ子細を申出ケ様よ候へのかくも存し候と申を聞召
 扱の間部の奸謀よこそござんかれいうて彼等う言よ迷ふへきと思召
 返させ給ふそありかよき其明日の愈宣下を許し給ふへきよ定りし日
 かりなれの下總守よすましよりと思ひ諸所代よ就て參内したるよ思
 ひも不寄是迄ミ事一々御糺問ありなれの下總守一言の答よも不及退
 出す下總守又策をかへ百方宣下を望み達て願申されたるの夷狄日増
 よ驕暴ミ振舞仕候儀日本ミ恥辱度々 叙慮も被爲在候所今以一廉も

奉慰 宸襟候事も無之私共不行届までかくの相成候事 天朝ニ奉對
 誠ニ奉恐入候次第此度 將軍薨逝被致候所右等之儀を以宣下も御免
 無之よて候の、 徳川家天下の顔を向け候事も不相成 叡慮之趣の
 如何程も以來遵奉仕必ず 叡慮を安し申さて候へき且是迄之事有
 司之行届らざるよて 天朝よても 徳川家を御絶たつ被遊候思召よの
 よも候よし殊ニ世嗣之儀の未タ十二才幼少之者ニ罪科の有之間敷一
 門之人々を始内外心を合セ輔翼仕候の、天下之事も相應よの出來可
 申當年も押詰候儀來年元旦も戴くへき君おくの天下ニ對し何等之
 面目も無之事是迄之事の皆我々其ニ不行届ニ御坐候への宣下御許し
 ニ可相成よて候の、我々共如何計ニ罪科被仰付候とも露計も厭ひ不
 申而これ宣下をよと許し給ふんよ於ての徳川家之面目何事う是よ過
 候へきと強て申されの 天朝よて徳川家を恨候譯の無之 叡慮を奉
 せん上からの宣下も官位も下し候事申迄もおしと被仰下なるを再三

様々よ達て願ひやふやく御許容ありしうの去々年十二月朔日よかん
 宣下をそ下し給ひたる其後よありとも幕府益和議を主とし本條約迄
 も結れし事よて其前より度々大老を被召とも命を奉せす 三家之君
 を被召たれとも大老等又不聞夷狄之事度々被仰下候へとも是又御奉
 答申せし事もかく是よよりて天下有志之諸侯を始として兼て暴政を
 うしろ先さきく思ひ夷狄を惡める者天下を回復せんと思ひてありたれ
 の皆百方 天朝へ力を盡し 叡慮を助け奉り天下ニ形勢關東之野置
 等事々物々 叡覽よ入らざるのかく間部等間部上京之節間部を一九の中よ打殺
 冬或の死刑或の流罪追放様々よて さんさせし長州之吉田虎次郎も此時
 死死刑よ追放よて歸りし者共 京之最寄よありて時情を通し又諸大夫
 等之幕囚よ逢ふへき者の預メ暇を被遣天下を周遊し形勢人情をさく
 り一々 京よ通し天下ニ回復近きよありとこそ思之れたる
 是ノ誤カ
 之を忌憚り關白九條公かと計り恐多くも仙洞御所之策を廻しぬるよ事

あつたれたれぬ 主上逆鱗ましく 毛利島津等へ 勅を下され京師を
守護せへき旨被仰出それとごふんよ 勅諭御返納ミ事 御家へ被下し
といふ併未タ信しうよし

後宮之内策

一 今日夜通し到来去ル六日幕の奥より此方奥へ相運ひ江南奥を其事を御
國の奥を通し極内々まで奥御殿様を 勅を奥廻りよ爲御登ニ相成候様
といふ事を 九郎公子へ申上しうの 公子より直よ其事を御通しよ相
成それより露顯よ及ひ 公も御配慮被爲在飯田へ如何様より扱振も
る間敷やと被仰しよ依て白執政へ相談ありしとこ是の幕まで表向返勅
として事六ヶ敷とてかくの謀りしかりおそるへき事よこそ同じ夜通し
よ杉浦執政久木側用可南上ミ旨申來る
十日

杉久南上ミ命

白執政屏居

一 白執政引込し安藤より 勅ミ事頻よ催促あり其事よ付是非引込され
の都合のあしき事のありに引込しといふ

青山頭取

可毀學校

一 公青山頭取へ 勅諭をいざふさもかく納る様よ出來そふか物あるよ國
表よて彼是とさへ申候何と手易く爲登候様よの出來申間敷やと被
仰青山左様よ御坐候それの何より易き事よ御坐候一体弘道館杯御立よ
相成候故人々義と申を吞込候故よ空しく御納よての御名義よかゝる
と申よて御さへ申上候事よそれ故先學校を御潰しよ相成御碑文杯も
御坐候ての矢張人々義を重し候故是をも打こし候上あふの 勅も易
く御納よも相成可申と申上候よし

密勅

一 密勅といふの鶴飼の勅を拜受せし時被爲召口つうふ被仰出し是の秘
密よして不容易故あるへしそれを鶴飼心覺の爲鼻紙よまよ、免し物よ
勅の下りし時より 公の奸邪の言よ御迷ひ被遊りれぬや 老公へも
御覽よ入給ひさるよし去年の暮の比大場大夫風と心付其事を 老公へ
申上しよ更よ御覽のさきとの事故是よて候とて鶴飼直筆の書を御覽よ
入られぬ 老公驚き給ひかゝる事のありに初めて見申ふり是をの我

大場調太夫人

貴ひ申度と被仰大場それの字をけしふる所杯もほりまうと御分りも
 も相成申間敷まゝめ直し候て可指上と申々れに却て直筆こそ望む所
 されと被仰則さし上しとそ廿八日 公へ御書簡御遣し相成可然役人
 其御寫しを見ふりといふ此方の事あるへし
 一大場殿執政より被呼し故御城へ行し執政未タ参らざる故其前太夫
 人御前参り候所太夫人 勅儀の決して心配致ましく政府の論の
 如何出来候とも其方へ相談不致内の決し指出^{脱カ}とも何とも不致候間心
 配の實は無用さるへしと被仰々れにそれかか誠み安心仕候最早今日
 こそ再び家は歸られ申間敷と存罷出候は右儀相伺候て何も心配の
 仕り不申と申それより咄みつゝきよて 誠は 前様へも色々事申上
 候者もあり萬事金孫高橋をかすり候は困り申候と被仰々れに左様は
 御坐候御國にて何事も高金三隠居と申候 幕にて何事も 老公老
 公と申上候矢張それと同じ事と存候と申を被聞召尤かりと被仰 太夫

金高如老公

長岡ミ勅靜

人長岡ミ事も 幕の響きよかりてよきかり併何う榮耀ケ間敷事までも
 有之候て誠は困り申候命をも捨て國に報せんと存詰候者榮耀をい
 らすも及ぬ事故ごふそ堅く慎しんて長岡は居候様是のみ心は掛る故
 何分も宜敷様頼むこと返く被仰それより杉久ミ一條長岡爲引杯ミ
 御問答もありし是の十一日ミ來書よく見し々れに畧しぬ

一 來書畧與廻り云々扱々おそるへき事御坐候早速御運ひ難有奉存候乍
 去 奥御殿様はの大御丈夫ミ様奉伺候一昨夜もカンシ被參極内々咄
 御坐候所此節の 奥御殿様御側御指置より 老公にて御仕舞所を
 御見付被遊候付是へ入れると被仰付萬一ミ節の尼子三浦三輪三人ミ者
 共無斷踏込持出し候て不苦候と被仰付右三人ミ者共必死と心を付居外
 なる人の無之と申内話御坐候尤疑心いし候て何事も苦勞は相
 成候事御坐候得共先ツ少々安心いし居候事御坐候併此度ミ策
 の不容易事御坐候早速厄子へ運ひ可申奉存候

三近臣護勅

久木心術不正

十一日

來書

一昨日一眞齋殿後宮へ罷出 勅書云々正論申上候事實定て御承知と奉存候久木登り事も御相談御坐候ハ私儀去年出府中ミ心術見抜申候間爲御登ハ御無用ヲ宜敷様存候 奥御殿様へも執政不殘へも右申述堂々相引申候長岡鎮撫被仰付候所隱居の身罷出候譯ハ有之間敷御役方よて鎮撫出來候者も有之候ハ御指出し可然とても久木ら爲通ハ仕間敷云々申上候よし四五日前岡新武田へ參り武の申事久木も氣力有之者故愈正論ニ骨折御返納論無之候ハ爲登候方宜敷候間一寸御出御論判よてハ如何との相談よて直ニ新太郎殿被參候所板橋坐ヨあり酒宴ミ由久曰世上よて 勅を御返納不宜と申由扱々間違ミ事ニ 上公へ御下ケミ 勅書 上公よて御返納被遊されハそれ可然所臣下ミ身として御返納一圓不相成と申論ハ 上公ミ御首へ繩を付候ヨ均しく 上公を罪ニ陥リ候と申者之と申候付新太殿論判ミ由久曰長岡ミ引不申候事ハ

岡久問答

久木心術不正之證

三隱庇長岡

三隱居尻押故益強く相成候由三隱も出ハハ右様ミ事をいハし候沙汰云々新太殿大ニ憤り最早咄も不申候とて刀おつ取歸り申候ハ板橋罷出留申候所踏拂申候由其足よて武田へ寄云々翌朝板橋大場へ參り種々申譯の由依て昨日ハ武岡大相談よて罷出大場老夫堂々押扱ニて御退出ミ由扱々愉快カる事ニ御坐候久も愈横甚論故 上公よて御呼被遊御返納ミ御力ニ被遊度御内含と相見申候長岡勢も死を以ても防切候趣ニ御坐候杉浦登リハ如何ハ未タ不相分此人も人臣の道取失候愚執政故登リ候ハ媚を獻し御返納論を奉助肥田殿落職眼前と奉存候肥田殿忠誠一國人望も有之斯迄ニ仕事押扱候所ハ杉爲御登ハ肥田の面ハを失ハ天草の板倉へ伊豆被遣候如ク相成へク奉存候原任門弟不殘久木爲登論ヨ有之候所久の爲人君の意を逢迎致候事得手の人物よて出府中君へ仕候情實よても相分り申候一身の過失ホハ宜候得共君父へ仕の道を取失候重役爲御登ハ一切相成間敷奉存候杉久人臣ミ道取失候ケ條

長岡有志死ハ以久木を防ク
杉執愚執政
肥田如板倉

酒泉正論

數多有之候間爲登候ハ、國家を誤候儀眼前と奉存候尙々青山頭取ハ學
校打こじしの上にて御返納可然と申上候よし君側皆々返納ミ論一の酒
泉忤少年確乎として諫言御返納ハ決して不相成との論にて又々御目通
相引居申候由正議の爲も所天地感極と奉存候

大場執政問答

一大場執政と問答ミ時執此度長岡を爲引申度候所御出にて御引セヨハ相
成申間敷やと被申候所大曰此儀ハ拙者隱居ミ身分左様ミ所へ罷出候筋
も無之候間參り兼候と申々れハ執曰それハ何分ヨも御頼み申候間何卒
御出にて爲御引ニ仕度大曰成程それハ役方にて爲御引ハ可然候御
役方にて長岡の者の首へ繩を付ても爲引可申と申人も有之よし其人を
御指出しハ宜敷候やさう手も足も有之候へハ引せられて歸ル物てござ
ろふハ愈御廟算御指出しハ様ニ決し候ハ、爲引候もともかく國家ミ
大事と存死生迄も決し候者を今更爲引候事ハ參り申間敷と申候所執
曰此度某及久木被召候所是ハ如何と問々れハ大曰それハ御咄ニ候や御

久木決不可南上

相談ニ候や勿論御相談申候然ハ可申候一体久木ハ去年出府中ケ様ケ
様ミ事も有之彼ミ心中も見抜申候間御相談と云ハ爲御登ハ決して相
成不申と申切しとそ爲國家可賀々々後宮にて申上しも右の如クニ

十二日

龜井下向

一奥右筆龜井宇八郎御國下向是ハ去ル九日安藤參り勅書御返納ミ儀余リ
遅々いハ候ハ、天朝より又々其御廉にて御危難ニ及候間一刻も早
く御指出し云々之依て江南にては彼是議論ありしハ何レも御返納可然
と相成しハ執政壹人押張り愈御返納と御挨拶ミ上にて御國騷立候てハ
大變を生し候間一應御國へ相談ミ上といふ事ハかり依て宇八下りミ由
一長岡も榮耀ケ間敷といふ事 太夫人深く御配慮被遊し故そこらも長岡
へ通セしハ長岡も榮耀ニひとしき事もかりしハと尙々慎むハし
とて大ニ規則を立酒杯ハ決して不用位ニ定しと云

十三日

宇八ハ因州目
白候杯前ヨ
テ命を受下リ
し云

長岡約束

長岡鎮撫

一 參政大森岡田郡宰村田大監 小監 大勢よて長岡鎮撫を行し今
 日長岡ミ所置よて 勅の不出も久木の登らざるも決まるおれの大切ミ
 場合如何かりしよや後聞は此時ミ人々よの參政岡田側用人田大監尾
 田丸佐野清宮 郡宰 田村市正里 及び小監兵庫よの立花等を始として下監杯
 田佐野四郎 大勢引具し來りしよ有志ミ議論強く側用第一よ引返し追々引返しニ相
 成尤呈書指出しそれを以歸りしといふ

一 來書畧龜井下向御一卷云々ミ儀委細被仰下候趣ミ通りよ小生も承り申
 候乍去此間中 奥御殿様大盤石ミ様承知仕候間急々御指出しよの相
 成間敷天王御大將も此間中御決心よて登城云々久木登指留候一条も定
 て御承知と奉存候實は狼大夫存生ミ内の免つふよ被取戻レも致間敷奉
 存候尤右様の幕風精々吹かゝり候かゝの國家ミ分ケ目神州ミ滅亡近々
 よ可有之苦心仕候武田大場兩大夫必死ミ勢ミ御坐候間安心仕候肥田大
 夫も六日安藤へ罷出論判被致廿九日御挨拶承度とセり込申候所安も少

六日廿九日可

々困りおまひの鎮撫掛りミ内よ名前見へ申候間早々御下向可被申候所
 大夫益激論押張申候由よも相聞申候寔は頼母敷大將よ御坐候今日參政
 衆長岡鎮撫如何出來候や昨朝板橋武田殿よ被參長岡靜り不申候の、打
 候より外無之と申候由武田殿曰よ何程打候とて靜り引取候者有之間敷
 及挨拶候由益三隱ヲ政府よて惡申候由最早天下ミ大難御家ミ御至難故
 人臣人々盡忠ミ日と奉存候色々御相談も申度云々

十四日

一 菊龜一手十七八人正よ歸り御城よ出申候所林了一手小松崎司馬等を先
 として二三十人是も御城よ出居是の久木爲登を主とせし人々之依て菊
 龜及二三人よて其中よこいり存分議論小松崎始メいひよくられ二三十
 人不殘下城よこて龜の一手參政衆を呼出し岡田出來り則議論及候
 所大監長尾佐清も參り是の久木ミ一黨之龜等一手得たりと是よ渡り合
 久木等ミ罪狀人臣ミ道を失ひしを殊ミ外大激よ論し岡田もあつひり

ね顔色迄もかとりしといふ又龜井宇八を大勢よて御城よて取圍存分論
 セしよ龜井如何よも窮し此上の因州公へ嘆願より外無之如何程も御取
 次可申上と申候由菊龜を杉浦南上あふの途中よて詰腹切らせ可申との
 論小田彦の久木等登りあふの神崎を先への一寸もやらす必ず壹人よて
 仕留可申との趣意長岡よての死を以て防留へしとて待つけふり忠憤を
 氣實よ金石をもつふぬくべし

十五日

一 來書畧長岡よて大森等諸生へ御達し申候儀有之候間三人位ッ、追々よ
 御詰被成候様と被申依て諸生三人ッ、いく立よも罷出候所大森扱今日
 の鎮撫よ罷出候所兩公殊ミ外御配慮被爲在候ニ付御一同御引取よの
 相成申間敷やと被申候由然る所壹人も口を閉返事いふし候者無之由
 是の始メ一同申合よて始一ト通り命を受
 候計其後存分論し可申との事ありとそ 三四度變り合森五六等三人よ
 て罷出候所右ミ通りよて御返事いふとセリ込候由森等左候の、其節

ミ儀の實よ不容易儀故引取候事の中々以て相成兼申候尤一同相談ミ上
 御挨拶と申候追々相濟又々森五罷出一切引取候事の不相成旨挨拶よ及
 候旨挨拶よ及候所君の爲と御坐候の、無據と申候由森五の二度目の節
 次の間よて戸田といふ人の叔父ミ首を切れても何とも思はずよくこゝ
 へ鎮撫よの來られぬ物ごとつぶやきしを戸田聞て甚よひるみしとそ然
 るよ森五戸田よ別間よて御目よ懸り度といひし故 是は戸田のよからぬ
 口を聞し故指殺さん
 思ひし 其夜人より先よ返り其外ミ役人こそと引取皆々門前へ馬
 駕籠乗捨直よ登城十四日夜四ツ時比退散ミ由ニ御坐候
 一幕府よて池田播州を以て因州候へ申上しに去年中 天朝より 勅書御
 下ケニ相成居候一昨年 水戸家へ御下ケミ 勅書と御引替よ相成候事
 故何分よも御周旋水戸家ミ御爲少しも早く御返納よ相成候様との事を
 りとそ

一 粟田口青蓮院宮様永御蟄居被仰出しと之尤飛鳥井等を始として其外

りといふ未知

一他藩よての此度ミ事水國よての四方や御返納の致まし御返納よかれの別藩へ 勅を御下ケニ相成水國の其爲よ滅亡仕るかれの此度こそ二ツ一ツミ時かりといひ居るよし

一久木のいひしに此度 勅さへ御返納申せの決して後日何等ミ御危難もなきといふの屹度受合可申といひしと原任人よ語りしといふ或人杉浦よ往きしよ次の間よて杉の人よ語るを聞よとふせこしらへ物う何ぶらえれかぬ 勅誼て見れの少しも早く納ふ方うよろふといひしとそかゝる人の國政を取行世かれの大計の不宜も尤かり久木ミ言の三ツ子よても久う 幕府へ内通せしといふのえるへきよ且又久 幕へ取入て有志打を目論しといふ何とも側るへうらす

一龜井宇八郎十四日夕出立長岡泊り有志と再三ミ議論十五日八ツ時比長岡出立

十六日

一肥田大夫四日安藤へ行しよ興津も行安云早々罷下り御返納被致候様と申よ肥何程申諭候ても我々力よ及ひ不申却て貴殿御下向御取靜被成候の、無事よ參候も難計安曰とよかく十日の暇よて罷下り鎮靜可被致といひしよ肥貴殿より御覽かされ候ての十日位よて過分とも思召候へとも水國ミ儀の十日廿日位よての相諭兼申候段々議論 勅御返納ミ儀の私よ於ての決して御返納ニ相成兼申候といふを聞 君公よて御返納御申切被成候を臣下ミ身として彼是と申候の甚よ不忠ミ振舞よと立腹せし由安の頻りよ然ふの往來ミ外十日抔と切目を付申候へ共我々共よての中々十日廿日よての諭候事不相成何卒貴殿御下向御申諭被下候様仕度と押張りしとそ

九郎公子

公子ミ御賢明世ミ景慕する所よされと所謂盛名の世ニ忌るゝ姿殊ニ人君

候積り候獨り御藩ミ事ニ限りふる譯よての無之候と答しとそされと幕府ミ政も大ニ乱れ元老天誅ニ伏し後とても其餘類内外ニ布列し窮鼠ミ勢牢乎として難拔頻リニをめ合候由閣老久世と同心よて正しき人よての脇坂内藤かれとも内藤の近比餘類ニ引込るゝ勢ありとそ是の内藤の子かくして内藤豊後守の子を養子とせしよ豊州の死しよれ共尾張家ミ竹腰兵部少輔尾州家ヲ掌握セ豊州ミ女を妻としふる故其ゆかりを以て説を入られしといふ風聞とかく餘類ニ卷込るゝ勢ありといふ

外山公控閣老

安藤對馬守如何なる事よて外山公ニ參りしよ 公宣く我一昨年慎隱居被仰付候以來天下ミ事少しも耳よ不入殊よ一昨年ハ一橋水戸越前も我等同様嚴重被仰出候儀如何ミ罪科よ可有之や且又我等とても我かろ何罪狀よてケ様と申事少しも身ニ覺へ無之其方閣老よも有之候上の我等始メミ罪科の委細承知ミ事ニ可有之不包承り申度と被仰々れ安藤一言ミい

ふへも不申上そこくゝよ退出せしとそ

薩州長州

當今天下ミ危急累卵カ甚しく 明天子深く 宸襟ヲ被惱回復ヲ御計被遊る時節かれ凡 神州ニ生れよふん者貴賤となく 叡慮ヲ助參よセ 天恩よ報する者多き中よ大國よ割據し義氣堂々ふる者ハ薩長二國杯天下ミ巨擘といふへし長州よて軍政を修するを聞しよ初三月三日大老道路よて討ふりと聞扱ハ天下ミ乱近よ在とて同く四日衆議ミ上先兵糧を用意すへしとて同く五日江戸中を打廻り五万俵程買入其内三万俵を本所ある倉廩よ藏め残る二万俵を屋敷へ儲へ江戸の人家も多ク自然火難も頻りかれの此上の江戸近所よ儲へへしとて江戸を去ル事六七里墨江ミ上流よ於て地名カ豪富ある者を呼出し家ミ印章を與へ御用町人杯穀を買入且儲へさしむ併それ計よての其者ミ利得も薄かるべしとて長州鹽を大坂カ運送し是を以利を得る様ミ仕組よちし

是よて兵糧の事欠へうす此上の民兵を組立へしと先大凡領中の人數を計るよ男女共よ合せて百万人^{ハ敵}ゐるへし其中女を半分と見ても五十万のゐるへし五十万の中老人子供を二十万と見る時の精兵三十万を得へしかゝる世とありての自國ミ守備の勿論 京大坂如何なる事ゐるふんも測るへうす將又江戸も主人參勤もあす事あれは是又備へすんゐるへうす依て右ミ三十万を分て六ツとあせの一手五万人ツゝかり六隊合せて三十万人豫め先後ミ序を立置一旦如何様ミ事變到來すとも事欠さる様可致と評議一決當時も其事よ懸り居るよし是皆三月三日ミ一条を聞四日直ニ右ミ評議よ至りしとそ此一事を見ても其余ミ事察すへし國家老毛利筑前參政周布政之介杯必死周旋ミよし乍去先達て長州有志 主君を勸メ歸國前天下諸侯と申合セ一封ミ書を呈し候上よて御歸國云々達て願れしよ候も嫌疑を避しよや終よ決斷かく有志も大よ嘆息セし由薩州ミ盛あるも是又人の知る所客冬候ミ直筆を一見しても可知乍去島津豊後奸を察し

あうふ是を討事ゐるわすとかくて愈明日吹出へしと内幕も定り諸有志何レも手を拍て慶ひしう如何かしらん斯迄極りし事の俄よ又止メニありし由依て有志大よ力を落したりとそ奸賊を處置せんよの決斷セし上の神速よ刑を行ふへしとても打事あふす半途よして止るあふの初より不打うよし虎狼よ手疵を少し爲負たるう如く其害をあす事は迄ニ百倍まれのあり是を以て見れよ如何よ盛の國ありとも万事盛舉のみよあき者と見へたり

大噫^{嘆カ}大息

秘笈日錄

萬延紀元庚申八月

一

秘笈日錄

五十

晚綠齋秘笈

目次

目錄之一

萬延紀元庚申八月

秘笈目錄

萬延紀元庚申八月四日陰雨

一大久保隅州未夕上京せず尤去月廿日時服等拜賜御暇も出ふる由然るも只今迄遷延如何に譯かりや隅州に下著の六月晦かりそれより幾程もかく黒田侯を召れ

侯の關西有志に君百方 叡慮を助け參らせし事杯 幕府に聞え依て奉書を付し者こと云江戸に家老の此度の矢張參府に方可然に論こと

「出出」マ、出立カ

又幕府に老女姉に小路ある者を以て上京せしめ去月十八日出出に風説是の五萬金を以て京を繕ひ期月を延さんとする策あるよし
之野是も出立せず又隅州へ陰に出入する者あるを恐人を付置用心きひと由是等も野都て 勅意を謹奉するも知らざる心事の可知に大久保遷延に風説紛々かれ共先ツ一説の此間中海道筋大風雨河水皆溢依て遷延せしといひ

やして是迄志を抱き時を待て居りし者の元よりいふ迄もかき事ある
 へし近比よかりての去年中井伊の跋扈せる時の水國ミ士ミ交りを斷り
 し者も御家ミ事ミ就て周旋も仕度候間折々の御光駕云々却て彼方交を
 求る勢よかりふるといふ乍去右ミ如く順風ミ乗するの我ミ在ての不堪
 喜事かれ共彼姦邪ミ在ての生死浮沈ミ係る所ミて必至ミ力を盡し正議
 ミ害をさひの必然ミ勢今ミ却て天下ミ分ケ目國家ミ報ゆる時節今をミ
 て、いつの日を可待ミやまゝるるミ戊午ミ難以來財用甚窮空しく志を抱
 て成るを待胸中ミ鬱勃果して如何ミや

五日陰雨暮ミ至て風起

一石幹陰險憎むミ不堪事之其大意をいひんミ彼元より忠義ミ士を忌陰謀
 密計不少といふ當時の學校も不盛して文武合せて貳百人ミ不足と云總
 教も大ミ憂るよし石河依て策を進め先一國ミ達を出し文武出精可致不
 精ミ者の屹ト御沙汰云々ミ旨令し扱達ふりとして不精するの必定かれの

鈴木諸生に動
 て學校に不出
 様ニなす杯ミ
 虚説も起せり

其時の嚴重ミ御沙汰有之學校を一洗濯せへしといふ是の少壯有志ミ士
 も此大危難かれの今更文武をるも何となく不落付又彼是奔走杯も
 り畏縮諸生よりの不精ミ者多きを以て網を國中ミ張て少壯ミ有志を一
 打ミ打盡し合せて其指南ノへも及さんとせる策之又鈴木助教の忠純
 ミ士之位石河ミ上ミ在るを以て殊ミ是を邪魔とし先日野隼史館を離れ
 し時石河策を出し史館を以て御免ミなりふる程ミ者を今又風
 教ミ地ミ置の學校の所謂之きふめといふ者あるへしといひ立しミ豊田
 も野隼を異論ありとて憎み政府へ建白せし事もあり政府の元より姦邪
 ミ巢窟ミ如くかれの終ミ學校迄をも離しふりこそ石河ミ此論を立し
 獨野隼を憎みふるのみかふに鈴木ミ我上ミ在るを打落さんとの策之
 淺川訓導も石河ミ同意し共ミ鈴木を打んとす名教ミ地無恥無義ゆけて
 可嘆や石河又一日南郡宰ミ往き野島元締の金祿ミ使ひし者かれの當今
 杯用候ての決して不相成如何ミ心得杯と激論ミ論せしよし

一 無念流當時指南おし小川留杯の人物といひ藝といひ是ヲこそ指南も
 せへきを政府よての己と異論あるを以菊池鏗藏を江戸の呼下し指南と
 おすへき心頻りといふ菊池の二君よ仕ふる者且の菊池一家ミ榮利當
 今無比菊池家よ非されの益よ立ぬといふもよく人物のあきと見へ
 たり都て當時政事ミ偏頗己ウ黨類を汲引して祿位ミ安存を計る事元よ
 り言よ不足併いと政事の人さへ替れり又致方あきよもあるよし々れ
 とも教を以て少年ミ士を誘き報國ミ者を他よ移さしむるの其害如何よ
 して可あるへき嘆息ノ

當時杯御解よかりての實よ不容易或の今少し早し杯いふ人もある
 よし人臣ふる者聞よ忍ひさる事ニ

一 横甚久世へ行きて國ミ惡を誣て申立しよ 有志ミ苦をなし長岡久世いや
 勢の無法等なるへし
 それの此方よも疾よ分り候事有之伺候よも不及と突離されたるよし
 一 林了杯ミ所々遊説或の失策杯ミありしを日定聞て岡田ミ長作を信じ肥

田の原を信せる如き其信する人を心も不知者ガ行て説ふりとして我言よ
 從んや併余をして説しめり七八日ミ内よの信を移して見せへしとい
 ひしとそ

一 昨夕夜通到來政府よて深秘す

一 此夜有志南發大高彦次郎安金ミ介鈴木秀太郎齋藤新七 右御先田邊貞介
 手同心
三木氏 等ニ如何ミ譯よて發せるを不知大高の同志へ書を遣せし兼々
 御申合申候し通切迫ミ余出發云々計ニ尤日比大久保へ嘆願又横濱斬夷
 ミ論ありし由當今ミ勢よての得失不可測

一 大久保隅州の殊ミ外水國ミ事情を詳悉よ知度思ふ由ニ隅州幕ぶみふる
 事もあきとそ可感

一 昨夜出發ミ前出發ミ人もありし由併是の未タ突留す姓名の園部敏雄 者醫
 岡崎市太郎 御同心 柴田市之介 御先手 興野真之介 北郡 等ありといふ是の三
 日方出發之外ニ芹澤秀藏も出 是の先日東海にて
 失策ありし人ニ

六日陰雨此日釋奠

一原任當時罪を蒙ふんとする事益急かり是の先年秋山長太郎ミ娘を妻とせんとし願迄も濟ふりしう國難ニ奔走し嫁娶ニ暇なくしてありし内ニ秋山ミ塾生と密會し已懷妊ミ身とかりし由且其時塾生下町にて藥を買ひたる者の妻へ託し娘ニ送りし事且其節口留金と號し金を貰ひし事坏ミ確證も有り眼前妊身ミ事かれの縁を絶政府にて其通聞濟ふりしニ近比惡説を起し秋山娘實孕めるよふす原秋山と異論かれの是を妻を迎ふる事やあると激仲間にて原ニ説を入失行もあき者を不縁よしするのイツの己と異論あるをにくみ且の會澤惣教ミ孫かれの合せて會澤ニ迄恥を與んとの企かりといひふらし此事を會澤青山豊田を初とし百方周旋原を折んとす學校にての鈴木助教只壹人正議を持原を救ふよし原の既ニ秋山を不縁し政府へも届ふる上かれの松本平左衛門ミ女を娶る約諾にて双方の願を指出し置ふる所御故障ミ筋ありとて不濟よし政府監府

其虚實の承知あるへなれとも如何判談せるや否壹人を誣ゆるとも一國を惑す事の出来間敷あり

一此夜谷彌ニ行飲酒深更家ニ歸

七日陰雨

一大久保隅州への他藩有志も手を入本藩も彼是周旋戊午ミ難以來所々にて割腹 勅諭ミ趣向一國ミ精神且の嘆願書迄も大久保ミ手ニ入レざるよし

一初武田大夫南上ミ時邸外有志來りて長岡有志ミ呈書を得度由懇願ニ及とも太夫承引セす三度ニ至て已む事を不得寫を遣しふりし今幕府監府ニ其下書廻り居扱之長岡出張暴發ミ譯のかく至情不得已所より起りしこと大ニ感し居る由先達より横甚等を始として有志を福し様ニ申立ふる中も長岡の別して甚しうりし此下書にて少しの冤を晴らしふるあるへし

一四日ニ夜通しの二ヶ条にて其一ツの武田へ御書を下されしといふ又

一説ニ温恭公御法事ニ夜通といふ御法事八日ニ

八日晴

一大久保隅州去月廿九日江戸出立木曾路旅行 (朱書) 姉小路も同日出立是の東海道ニ

二姉小路上京去月十八日出立ニ説ありしヲ遷延して今月十三日方出立ニよし是にて京を洩くろひ其跡ヲ閣老にて上京ニ含かるへし京も關白の今以出仕ニよし

一祐宮と奉申の大納言中山公ニ女ニ御所生にて當時御幼稚ニ被爲入しと聰明絶倫御年齢とい大ニ御相違宮中への馬を入る事不出來の犬杯を清淨として馬の稽古を被遊杯二三年前にも奉伺し此度ニ 叡慮ニ當九月方親王ニ冊し奉り當年之内ニ立太子ニ思召にて九條公を以て所司代ニ 關東御懸被遊し何等御故障も無之都而御内意次第と申儀

閣老連名にて御請申上則來月の立太子ニ儀行るへきと中山公の賢明ニ君かれの彼といひ是といひ可賀ニ至りかれとも 皇后にての無之后皇女九條公皇子なし併正しく 當今ニ皇子しませのそれもよろしけれと七八年以前を時勢を深く御憂慮被爲在候餘 祖宗へミ御申譯ニ萬一仙洞ニ思召もあふせられかの水戸家ニ 天朝ニ奉對如何様も御申譯の無之のみあふす天下ニ回復終天見るへうふす天下不幸ニ大不幸かれの流石ニ左程ニ思召の被爲在間敷といへ如何ニ 宸慮ありや 京ニ事情聞まほし

一去月廿一日獨逸國入津幕も應接せし其驕暴甚敷舟中にて應接の得ずましきとて直ニ東禪寺ニ入應接幕も定めて開港許容ありしかるへし然るも又其後宇漏生渡來其驕暴又前ニ如し且彼ニ所言五夷ニ比すれ又脱カ一層ニ暴を増セリといふ去月廿九日内藤對州宅にて應接ありしは彼の先初ニ江戸ニ商館を立條約のゆるく可結といひ對州の條約を

結ての後は開港を許すへしといふ條約を結ふといふの五夷の時迄の憚りて容易に許さじとせしう今の初は條約して商館を建度とわぶるのいふは末世おれのとて長嘆品川にての發砲セさる日おしといふ

一江戸の窮困いふ計おし大町人といさるゝ者の其日〱暮しのみを本とし來年を考へすまして裡店小店ミ者杯の食事さへもろくは出來す僅は露命を繋ぐのみ是皆交易ミ爲にとて萬口一聲水戸水戸とて我老公ミ出現を待ぬ者おし別して旗本等の近比一体は水戸〱と景慕し奉り近比は至りては武藝も追々盛なかりしよし當時物價ミ騰貴世上一体よて人民ミ困む者不大方江戸ミ價を記す茄子十よて百四五文一ツよて三十貳文位も有りといふ米百文よて四合五勺油壹合百文味噌百文ニ(欠本ノマ)其外の推して可知右故は小者杯の米をのみ食する事不出來多くの薩摩芋杯を以食とすといふ上の天朝ミ宸襟を惱し下の天下萬民を飢餓せしめ己の一身を養ふ其心如何そや

一初大久保隅州ミ下る時 公 勅書御開達延引ニ付 天朝の御譴責款又の幕府を御譴責合せて 水戸家へ及ぶ款何レも 勅書ミ事よて下向からん款とて深く御配慮有りしは横山甚左衛門等 公を欺き 勅書よて下向ミ由之杯申上それの所々事情杯探索セられしは 御家ミ勅云々よてのなきと申事御受合申候方杯も有りて御安心ミ所去月末又何者り虚言を起し 幕ミ書記何某ミ言は此度ミ下向の 勅書五ヶ条ニて其第三條の御家ミ 勅御返納云々と申上しりの 公それより御内心の御配慮ミ由當時要路ミ所爲皆如此一國靡然其下風よつらん事を願ふの何そや

一物頭一同連署ミ申合有り其詳悉を乞ふす

九日晴秋分

一是日夙は家を發して笠間よ赴上午伯父原氏へ投す夜よ至て中林松壽來訪

十日陰夜入りて雨

一此日家より歸ふんとせし久しぬりて行しかれの達て留られ不得已宿しぬ石倉大森氏等來訪

十一日陰雨巳の刻雨止雲散

一午の刻笠間を上市原ある見張所を通りし命は幕府に得物杯立置幕打廻し上下六人して番をかす番所凡六七間もゐるへし其内四間を拂け拂ひ疊十五六疊もすうりぬへし屋根のわらふてぬく番人等間暇と見へて碁かと圍みておりし七半時家より歸

十二日晴

一川瀬杯申合原任之宛を蒙らざる様彼是論議し梅澤鈴子木カとも其事の周旋もあらし様聞し故鈴木へ行しは梅も落合ひ色々相談せし時梅いへりたるの去月八日夜武田殿へ行しは鈴木安太郎參り談論せし時鈴曰原任之女房賑みたる事の相違かし既我等江戸を下りし三日目ミ晚ニ耽と

三人共一人も存分は咄し居る

聞より何をいひても朋友ミ義かれの此段を原任へも之を離別いふさせんと思し内原も不縁しる由聞て止めよりぬれの孕めるは相違かしといひしと之其時藥ををりたる醫者も一命よかけ實情を申上さしといひ醫者貳人長屋持妻村島辰十郎借住此三人何レも實情を分明に存し居是さへ穿鑿されぬ直に分るかり秋山婦人は通しる醫生の在所は逃歸りしを大久保秋山婦人の孕みもせぬは原任のいひふしる故云々と原任壹人を罪に落す積り故其蜜夫を金をとりて再び秋山家へ呼寄置るは秋山長太郎訓導も勤る者の所業言語は絶しる事

一昨年 勅諭ミ事間部閣老へ御託し被成閣老下りし時 公も諸臣も御催促ミ思召 幕まで 事を聞大さく困り久木直次郎へ内意を通しり此時の水戸も御催促と度々呈書杯もせし程あるは久木とふとふ 公を欺き御催促なき様計ひると之可憎々々

十三日晴

出發前他人へ
對話等ハ堅く
之禁セられざる

一 去月廿九日大久保上京と同日は姉小路出立是の東海道之大久保ミ上京
の上方洪水赤と、號し延引せし畢竟内幕の一定セざる故ありとそ是
に至て兩人同日出立になりし姉先日御用御取次坪内伊豆守へ行都合
いつも長談何事あるを去す表向の私用願とし又姉ミ人ミ語るの御縁
談ミよし花の井も姉の邸中ミ参り右ミ旨申上候よし其御縁談といふの
主上ミ姫宮を 大將軍家へ入興おしやるふせんとの事之併 天朝よ
り直は關東へといひて何欵乙甲ミ儀故有栖川家御養女とし關東へ被
爲入候振ミ扱ことそ一説よ初メ此姫宮四歳よかふ給ふ時栖川家
へ被爲入るき定りたるを井伊在職中色々策を運し此姫宮を關東へ下
し有栖川家へ別は姫宮を親王家の内之配し申さんとの振りは企置る事
之ともいふ併ともかく姉の上京の 勅答ミ節ミ都合もよかふ爲又ハ
別は深蜜ミ意あるあるへし

一 先月黒田侯へ召状を付る所國よハ中立場以下は人物も少しのほれ

とも大臣巨室何レも凡庸併候ミ了簡の今直は參府も良策は非すとかく
こしはへ期月迄延申度十一月若事ミ寄かり十月方參府も無據かれとも
先ハ當分在國ミ方可然との意あるよし

一 先月廿一日獨逸國應接ありしよしかれ共風説よて實事おさる説あり
一 宇漏生廿九日安藤宅ニて應接ハ驕慢至極ミよしかれとも如何なる譯カ
其節交易を斷りたるよしそれの去年中五ヶ國ハ和親交易をかしたるハ
以前ハ達て懇願する所不得已次第ニて許し申候外ハ決して許し不申其
後ホルトカルとも許しされとも是ハ二三十年間以前ハ達て申込有之
且ハ證文ミ如き者迄も遺し置されハ是又不得已許しより乍去交易セシ
より以來物價ハ次第ハ騰貴町人百姓かと甚ハ難儀いし交易ハ如何よ
も張込不申此先も如何と存し候かれハ實ハ五ヶ國交易も斷り申度位よ
て今更余國と交通いし候ハ決して出來兼申候云々ミ意味よしアメ
リカのミニストルバルリスハ右ミ旨申聞セ是より李夷ニ通しさせり

といふ

一日定ヲ書記魁とせんとする事盛よして執政も半分書記も二ツに分れ議論紛々あり日を信する者の不承知ミ執政を打ても日を出さんとする勢とそ石河小田部おとの今日定を出しての早しといひ杉浦執政も右ミ論杉日ミ交の金石ミ如執政にて日深く惑わされたるの杉第一かり杉のいへるの只今日を書記と入かり假令我等の推舉セすとも一國我尻押といふの必定よて國中の怨を一人引負ふ姿かれの他人ミ力て出さんといふかれの我の尙以押へ可申と人語りしよし將又日も今出候ての余り早しと杉もいひしと之士道ミ棄りたる者ミ爲は欺れ専ら推舉して國政を取せんするの愚の愚かる者といふをし

十四日晴是夜御城不寐番
一老公此間中の御胸痛醫薬も今以無其驗是に加ふるよ要路ミ者を始とし彼是と御配慮よかるへき事を羅織して申上何程ウ御心苦思召給ふへし

畢竟天下國家ミ御憂慮より起らせられざるよて異國船一條櫻田ミ事坏承候得の余計は病は障るとの御意屢被仰るゝと之此間も奸書生あるへし何款呈書セし事あり其節の二日計少し御機嫌もよろしうりし御一見被成候と直様又々御痛み強く被爲入しと之

一奸人ミいひしよ此度 公邊よりミ御沙汰よの長岡出張ミ人櫻田ミ殘黨召捕指出候様左まれの櫻田一件ミ御處置も付可申右ミ儀ニ付ての當君様も御無事ニ被爲入難候間鏡之允様御嫡御申立可被成との吹懸ケありしといひ又御嫡御願計参りしともいふ心得難き事之 御廉中様も最早當月の御臨月あるへし

一先日蜜^ア出殺せんとしふりし者四五人召捕入牢鹽を^ア置し者も捕れしといふ

十五日晴

一我 前納言公先達中を御不例當月五日六日ミ比の余程御機嫌も不宣し

う今日杯ハ少し心能と御意被遊諸公子ニ御書物ミ事杯被仰又明月かれ
 のとて御白書院ニて月杯御覽被遊御膳も常ミ如く被聞召醫者杯御脈を
 伺し御別條もなきよし 公も最早大丈夫ありと被仰尤十四日杯ハ
御高枕よて御座
被遊しといふ 暫くして廁へ被爲入御歸リニ御手を御嗽き被遊んとセ
 し俄ニ御指込醫者のいふもさらニ此ハ關口秀南針
醫治水宗安宿直 詰合ふ人々百方介
 抱し奉し御開き不被爲付急ニ諸方へ御使出御醫者不殘御召尙又岡田
 殿杯初被爲召諸方へ御使出し故無人ニ
付御床机廻リ御使相勤 執政參政内外ミ役人物頭以上不殘
 急登城御機嫌伺し御參被聞召御間ゞ無之是を聞傳ふ一國ミ人々何
 うの少しも猶豫へき御容体如何くと八ツ時位御指込ハ夜
四ツ半時ニ 八方へ奔走
 あらゆる神社へ願を籠御平癒を祈りし終ニ御開無之直様御小姓頭取
 中村彦之進新井源八郎御馬乗後藤政次郎外ニ今壹人もはるハ
此れも未タ不聞 江戸出立
 御大變言上又執政大森多膳側用人青山重太郎御目附會澤熊三郎奥右筆
 小田部幸吉引續出立御慎解ミ儀嘆願一國ミ人々今の術盡き心も乱れ只

あきれあきれ哀さも余りて涙さへ出す赤子の父母ニ離れしも是より
 いうてまさるへき嗚呼萬延元年庚申八月十五日といふいりある凶日
 よてうほりらん古今無双ニ御明君ニ被爲入御一生ニ三度迄も重き御冤
 罪ニ沈給ふまらほるニ御生前ニ御明白もあふせられ給て御逝去あ
 し給ひぬる其御殘念いり計あるへきや況や臣子ミ分として三年ニ御慎
 も不奉解かゝる事ニ及ひ萬死も罪を補ひうし 公三藩ニ重ニ任し神
 州ニ安危存亡實ニ 公御一身ニ係り百萬ニ生靈も父とも母とも奉景慕
 しよけて 天朝よての深く御依頼被爲在六十余州ニ人民御氷解を
 祈らざる者ありし御年未タ六十一よて黄泉の 君とあふせ給ふ國
 の亡んとする時の柱石ニ人先死すとい昔の事あふて今の我身の上ニあ
 りぬるそかあしき 徳川家もいり流の末ニありふれのとて天地も未
 タ覆らず日月も未タ地ニ墜す 天朝ニ 叡念を被知食天下萬民ニ塗
 炭を救えんと思食さのかとて天下ニ重きニ任し給ふ御明君を今更奪給

へるや天道ミ是非果して如何ウ云ふされとも公かくあふせ給ふかふの
徳川家ミ命脉是先如何あるへきや 神州ミ回復終天期すへうふす千悔
万痛血涙紙を濕し筆も下しうふし

一先日南發せし人々半ハ磯濱迄行しを押止め引返し其余大高喜次郎鈴木
秀太郎安金ミ介齋藤新七田邊貞介ミ五人ハ小川迄行居し十五日ミ夕
監府ミ人いひしハ繩取五人外十七人といふ言葉もあり且御先手も呼
出し杯ありしといふ右五人ミ事あるへし五人ミ者最早召捕れりカ未
タある歎えれす

十六日陰

一早朝 老公御平癒ヲ 八幡神社へ祈請淺田富之允小林六衛門須藤秀五
郎同敬之進大井六郎左衛門岡部藤介岡見留次郎白石甚太郎海野八ミ進
師岡猪ミ介及予都合十壹人又原任梅澤等と共に鹿島へ祈らんとせしハ
最早愈御開きもつかぬと聞てやみぬ小川田谷ミ同志ミ方へも長岡是を

通し將又磯濱へも人を遣しぬ是ハ外ハ
申合ハり

一老公廁より御歸り急ニ御指込ミ時御胸を御押被遊片手をハ柱ニ御懸
ケ被遊戸田をよべ〜と二聲御意被遊其儘御開き不被爲付よし戸田執
政へ御遺命よても可被遊思召あるへられとも折悪く未タ出仕もせず戸
田も何程歎残念あるをし

一御逝去故もや今年ハ見る物聞く者凶を示さすといふ事あり其一ツ二ツ
をいこハ弘道館數千樹ミ梅不殘枯果尺蠖の如き虫葉
食盡せし 鹿島社神木も枯是
さへ不吉と思ふも同社玉垣の中なる藤花是ハ年々の吉凶花の
多少よて分る 一ツも花
咲す又大星東方ハ出行道甚疾し老公松平友三郎等天文ミ者ハ被命星を
圖せしめたるハ矢の如くよして圖しうふし乱逆星と歎いふ忠臣義士
盡く亡る象ありといふ又近比ハ白氣辰巳の方ハ出天保甲辰ハも
出たり 又御國
中の鳥夜毎ハ飛鳴御城中尤甚し怪しけある聲して毎夜鳴すといふ事あり
しそれうれ心ハ懸る事のみ多きハ午ミ八月ハ 老公紀州へ御預ケ等ミ

大難降來り未の八月の御後開との御冤罪よて御慎の内よ又御慎を重ね
 今茲の八月の如何ある事やあふんすらん併天下に公論も定り 幕府に
 議も 公に御忠正を深く奉察御水解よ力を用ゆる者多々れに此度こそ
 凶を變して吉とし神州に回復も近きよあらんと思ひしよ不圖も此事い
 てきぬるをいうよさうさき世からすやよしや御命數限りあるよもせよ
 天地神明おとて 神州に滅亡を顧み給ひさる
 十七日晴

一 老公御水解來月朔日方よい 幕よても吹出すへき模様ありといふ嗚呼
 天欵命欵抑又人欵浩嘆

一 姉の小路上京之時花の井を御暇乞名代として遣しふりし時老公へ書
 よ御慎解大丈夫近々御出來事申上し由

一 幕勢大變革 三公御慎解近々吹出し十三日白井執政久世よ出ふるよし
 深意の 十五日夜通し到來 十六日さしふ十四日 仕出しさしふ十四日 公邊御模様宜敷是非

御國をも執政出府に事申來ル又一説ニ是迄勢もよき故先日江執政を申
 來るの都合も宜候間是非御同列よて御登りニ致度併幕に模様も承り又
 々可申上候間御上途に御方の御支度に御心得よて可然云々申來る所十
 五日に御大變故それよも不構執政始上途したるよ十六日よ至り江執政
 連狀よて右出府に所申來るといふ

一 十五日に夜執政等只るきれニるきれ議論も縮り兼ふる所へ 奥御殿様
 被仰しに今よ至りて議論よも及まじ御冤罪も不奉雪御葬り申上候積欵
 と被仰しうの議論一定直様上途しふりとそ

一 十六日繩取五人外十七人云々監府よて云しに大高等を捕るよ非す先日
 出穀を計りふる者を府下よ引來る爲に大高等の皆先手同心おれに是へ
 の頭よ達しよかり小頭よ命し引返し可申旨被命しといふ

一出穀を計し者を引來んとせしよ其者も金持おれに存分よまき散し郡の
 方を拵へ依て郡を監府へ其者共を預り申度旨申入其時監府よてに更ニ

承知せず信木尤強し監府よて人を捕るよ決して間違候儀無之眼前確證も有る者をいうて其儘ニおすへきと申張るよし

一昨十六日の事之しう大内悌三郎肴町園部俊雄ミ宅よて割腹臍の上四寸程此時俊雄不居同志とて小野鍋吉柴田市之介之雨宮鏡三郎等も行て大音大内兄ノ之やまりのせぬうといひしうの水戸も最早是迄之といひしとそ大内兼ていひしよ磯濱よて出發を計りし時直よ南上よてもセのかゝる事も聞まじ長岡へ出て今迄斯艱難ミ中よ日を過しぬるよ老公御不例扱々無是非事之男子ミ情府下ミ有志よ先を越れるも残念のみあふ此大難よ處しうかノ致居候ての實よ我義よ背く左ららぬ出府センとそれの國事を敗り時勢云々等よて被押實よ進退よ窮セりといへりとそ大内十八日杯の少し宜しけれ共終よ死す

十八日晴陰不一晝夜雨

一勅書の太夫人よて御預りニおかり居るよし老公御不例ミ前々

一南郭日定と内々相應し先南郭の日をの不用といふ説をいひふらし置其後へ板橋行て陰よ日定引出しミ議あり其大意の日のみ引出さの人心も甚不服されの先激論ミ三四人も出しそれと共ニ日を出さの居り合も可然旨談合しよ其議の石竹よ破られさうといふ

一戸田大夫石竹杯の少しも長岡を打如き心のなきよし當時此御大變かれの尙以少しも早く引返せへしとて只返れといひての不宜何分一事業施是を以て引返し可申と思ひ居る由

一信木當時打レそふといふ深意を不知

一當時奸物ミ喜ひ不大方當政府の大きよ弱りし様子併此大變よ國家三分互ニ必至を盡す故政府監察中のもめ沸湯の如し三隱も出現ミ様周旋ミ人も有り何卒斯らよ得し

一熱田祐元今朝江戸の著是の祐元も是非一度老公へ御療治をほけ度至願ミ所先日篠本通元大誠へ行て老公御様子相伺候所平常ミ御持病よ相見

候得とも内實の甚く御疲れも有之各々様よても何分御了簡可然といひしとそ執政よてそれを江戸よ通し是よ依て祐元下向よかりし十三四日よ比ちかひの御平愈被遊るゝも不知しよ惜し事き脱カ之

一當時天下ミ勢も大きよ變せし様子一二萬石位ミ大名迄も 御家を景慕し東湖先生正氣歌貫ひ度杯ミ譯よて江南ヨ申來候明日爲登候事

一大番頭一同申合存意可申合相談如何かりしや

一修驗廿人呈書す余ヨ住悌下書を認大意の御慎解と御歸國御看病之

一長岡有志東海ヨ在者書を同志へ遣し早速小川ヨ可出との事之府下有志

一同心配余前木武田を諭しぬ横山矢野も止りぬ國分のみ出立ミ譯之

一渡邊半介等所謂新奸ミ者共十五日ミ夜諸方へ御呼御使被遣し時己ウ仲間ヨのみ重よ通し置しよ岡田殿出仕半介云く岡田殿ヨの御早き御出仕何方ヨ御承知ニかりしやといひしとそ是の激論ミ者共の老公御不例ヨも御様子さへ不伺といふ所よて可打合かりしといふ

一先日望月彦左衛門桑原力太郎(原本注)白カ等御黒書院よて墓ミ形を一ツ拵へ材木板ミ切端を集墳の形とし其上よ木碑の形ある木をのせ其表よ南無阿彌陀佛と記脇よ御床机廻建之と書其前へ手提ケミ内へ灰を入れ香爐とし其兩脇よ葵の御高張を建如何よも 老公よても葬りし姿の如し御床机廻りミ者共是を見て大きよ怒り申立んとひしめきなる時御小姓仲間よて頭取へ頼み何分申譯事表向ぬ様相頼稍無事ニ治りたるう十五日ミ御大變よて右ミ事甚く不祥ミ致方云々よて其事監府へ懸りよりといふ下監何某咄右ミ事の其當座人々取沙汰しよる事之

十九日陰又晴

一瑞龍ヨの最早御土地も塞りよれり兼て 老公よて國見山御見立被遊置よれり 老公をの國見山ヨ奉葬内決定ニて追々少々其用意も有り

一大番頭等一同申合ミ事の此度ミ御不例一日も早御慎解よ不相成候ての

一國大動乱ニ及ぶ事將又御下向云々よても無之ての御孝道云々のみか

小番頭も此日論あるといふ

ふす人心安堵ミ場ニ至るヘキ理カク云々杯ミ意味ニ

一當時ニ要路マテハ有志ミ動き立勢ヲ殊ニ外おそれ且十五日以來奸物等酒肴マテ大祝ヒ玄めムクミ勢余程頭ヲ舉ルルを見て大驚キ奸ノ探索懸杯出來ヨリ

一昨夜御小姓頭取三輪友衛門下著引續側用人今井金衛門著ニ

一昨夜 老公御尊体御入棺

一十五六日ニ比江南マテハ御慎解余程耽としル事來るといふ

一久貝因幡守御側衆御用御取次トある十二日ニ事ニ

一櫻田ニ義士御所置ニ事先日死刑ニ振りニ極リ其旨久貝因州山口丹波守ヘ申出兩人其儀ヲ評定所留役ニ達セシム高木何某留役ニ高木源六郎是なり等四人計マテ押返し一体櫻田一條井伊家ヘ何等御當リもカク此方計死刑ト申ハ如何井伊ヲ其儘ニ被遊候御所置ニテハ穿鑿口杯ニ所死刑ニ罪も無之様ニ殊ニ尋常ニ自身名乗出ル程ミ者カレハ是等も御斟酌可被爲在

儀ト奉存候云々先永預ケ位ニ所マテ申切一同ニ引込ルよしニ所其後又一同出勤しヨリ左カレハ先右ニ論貫クヘキ勢あるヘキヤ是ハとも福れ近々御所置可在沙汰矢張永預ミ儀行ル

一櫻田御穿鑿ニ付佐倉マテ此度ニ事名乗出候者共計御穿鑿井伊ミ家臣ノ不構といふハ余リ偏頗ニ御了簡喧嘩もセヨ何カリとも相手カシといふハカキ筈カレハ相手も御吟味ニ相成候ハ直様分リ可申といひしよし

一十五日ニ夜四ツ半比 上公熱田祐元ヲ被爲召 御父様御身ノ上何トカク心配ニ相成誠ニ心持不宜候間少しも早く發足いハシ御機嫌伺候様云々被命熱田直様支度して下りじといふ四半時ハ 老公御指込ニ相成し時ニ 御父子様マテハ斯も可被爲在ニ一説ニ 十三日ハ 奥御殿様ガ夜通シマテ御不例ニ所御申越ニ相成それ故熱田ニ被命しといふ十六日未明ニ中村新井等三騎小金ニ至リし時熱田行違ヨリ是ハ夕刻ニ事ト欵

いひし

一 老公よも胸痛よての死へくも不覺横合を發しての生死不可知と被遊し
う此度ミ御病の御脚氣の傷身シヨウシといふ

一 二三日 前 當公より御書参りしよ是迄との違ひ細々と御愼等ミ所被仰
遣しといふ

一 昨夜三輪等下著其言よ新井中村等上著 老公ミ御事申上しよ 公殊
ミ外御驚き且御嘆申上る迄も無之且の右様ニ相成候かふの一家中の勿
論農民等よ至る迄如何ミ事よ及候やも難計と深く御配慮被遊是非此度
の如何様よも申立下向可致とて直様脇坂或の上野等へも御使被遣又御
愼解の事勿論指懸り御催促御解ミ上使御受ニて直様御下りミ思召云
々依て今夕大廣間御疊替等杯被仰出しよ夜よ入中村下著十八日大森執
政關宿よ出 老公御城内御歩行御免被仰出 當公よの九郎公子御同道
御乗切御下國ミ振多分廿日御著かるへしといふ尤中村の十八日七ツ時

大森に非ず

出立よて何時御立といふ事の不相分といふ

廿日雨

一 御下向大御供の執政白井織部尾崎豊後被仰付しよし

一 右ミ譯柄小川長岡有へも人を遣しぬ

一 十五日ミ夜御床机廻り御使を蒙執政太田殿誠左衛門へ行御使ミ旨申入
しよ心中よ兼て思ひ設し事ほれの刺れん事をおそれ面會せず達て申入
られ共一円不逢不得已取次ミ者へ 君命を傳へ歸りしといふ大森執政
へも御床机廻り行しよ是又同斷良久して出迎ひし時間隔り居りし故
るく膝を進めしよと驚き五六尺飛ひさりたる故左様御驚被
遊間敷斯々ミ事よて御使被命候といひしりの稍心落付たりといふ是を
見ても執政日比ミ所業可知也

廿一日雨

一 十五六の比 一橋 尾越等へ御愼解ミ儀幕府を吹懸りて嘆願書出よ

「備用」ノ下
人「脱カ」

りといふ

一 執政側用等南上ミ時江南ノ中村下りし時あるニ日夜兼行せる中終メ
 壹人ヨシ不行逢と云左まれの執政等カゝる大事を引受カウニ旅枕
 を高くせるあるへし臣子ミ情ニ於てよく安んせふるノ事ニ
 一 土浦マて先達より 幕命マて見張所杯立置往來ミ人を求シ先日新
 井等三騎乗通し時ノ無事ニ通セシ其後ニ監察行し時ノ最早門を閉て
 不入依て門を叩我等ノ江南ニ行者ニ非ス此方重役ミ御方ニ御目ニ懸リ
 度子細あり其旨通セさせ給へといひ入しウノ門より入扱重役ノ不快マ
 て御面會不相叶といひ々れの監察然ルノ御目付へ拜晤可仕といひし
 暫して御目付ニ逢扱えウノ事到來致それニ付てハ江水ミ往來も不
 時ニ有之中々 幕府杯へ申出候暇無之此段ハ此方マて御舍被下爲御通
 ニ相成候様云々申入し目付役ミ者其儀ニ御座候ハ一先重役とも相
 談可仕とて暫していて來り扱此度ミ事さそノ御心配敵藩マて番所

等立置候も少しも御家ニ對し惡意ケ間敷事マても御坐候ハ毛頭無之
 全く幕府ミ命故不得已右様ミ始末何分不惡思召可被下候爲御通申候て
 突當り不出來候ハ宜敷萬一出來候とも敵藩壹人引受辭職マても仕候ハ
 主人ニ何等ミ事も懸リ申間敷候得ハ御申聞ミ所承知仕候併余リ御大
 勢御登リニてハ甚ニ指支申候云々との申聞故此方マても爲登候ハ監
 府ミ印鑑遣し可申候間是を證據ニ御通セ可被下候大勢罷登候譯ハ無
 之と申して歸りヨリ執政杯登る前の事ニ

一 老公御城内外御步行御免 當公御下向御願相濟尤御慎解御催促御濟ミ
 上御下向

廿二日晴

一 八ツ時輪貫到來 當公廿四日御發駕右御供として床机隊二組支度次第
 急速爲御登尤支度致置御一左右次第可能登旨ハ前日達シ相成候事
 一 廿四日御發駕四日御道中云々との事を奥御殿様マて三浦贊男へ被仰し

の四日道中の如何極いそきよて廿七日曉迄は著城は致度云々被仰しよし

一廿四日御發駕よて途中御宿り御小休杯も不仰出といふ又曰千住迄の御駕籠それより御乗切ともいふ

一廿三日方よても御慎解被仰出ニあるや未タ何日といふ事不分又御國も上使被遣旁御下國御急きとの事未詳

一奥御殿様三浦へ被仰し此度の九郎も内々よて下るよしかれのまじもこと被仰しよし九郎公子の御都合ありて御下向かし

一白井織部廿三日出立大森の残り居るよし御慎解上使御受よかりての事御乙甲故御發駕よかりし計の所へ上使參る様も御含よし廿三日夕杯と被仰出し江戸を以て見そこふ御誓もあるをへし廿三日陰過雨

一御慎解ミ事久世へ託セー久世の尾越ともは御慎解よ可致含故御慎解

ミ事少々隙取可申併身ニ替ても周旋可仕云々左まれの御一所御解あるへし尾州よての今月始嘆願書出セリといふ尾越等ミ御解天運よ寄るといへとも人の揮よて角力の姿あり

一目白隠候御出よあるよし風説山中新左衛門の御付近々罷下可申とて舊宅留守居の者へ申越さるといふ

一上下街有志御迎ひとて昨夜より出發尤此度御下りの常例御供ミ外は床几隊（鮎）人江戸文武諸生（四五）人は御召連よて御下向かれの御警衛人よ乏しきよ非すされと櫻田の事もあれの万々一如何なる馬鹿者もふんも得えれすと過憂ミ餘出發せるかれと實のぶささ押登る事御外見もいり且の心喪を持って遠方ごや情よ於ていり恐くの虚名無實ミ憂もあふん欵長岡有志も途中よて奉迎途中迄も御供せんとして押出しりといふ實あふの失体あるへし

一當公御下國御濟かれとも御慎御解を御待被遊邸中よまじりたるよ

幕府の御解之事の御都合次第早速上使も可被遣とよかく御父様も御不例直様御下り可然と被仰出しニ寄て俄ニ御下國といふ説あり

廿四日晴

一晝四ツ時過夜通到來何事り深敷事の不知とも政府よての廿三日夕御發駕ミ所廿三日の御延ニ相成候よし多分今日御發駕ミ事あるへしといひ監府よても右様いひよるよし廿三日の御腹痛よて御延杯ともいふ
一廿一日方よや美濃部新藏御小姓頭梶九介御留守居物頭山中新左衛門御國勝手とある

一仙臺よての當時大騒動あるよし其地を來りし人の咄ありといふ追々聞よ柴田民部廢立を謀りし時井伊水士等を始メる所は賄を遣ひたる故中々國財を竊みよる位よての不足ニ付紙錢を造りて國中通用し六十萬金程自引ベノ其内民部も事露れしと紙金ミ事大よ六ヶ敷國中よ令を下し紙金引替ミ事を令セしよ國用とても窮し居中々引替へき金無

之農商の空しく紙金を抱き居其嘆き大方かゝす壹分の紙金百五十か二
百文位の通用のよし

仙臺よての近々内乱可發といふ説ありし其事あるべし

一磐城よて水國を恐るゝ事余程甚敷様子或人磐城ミ藩と云り合よて談合しよ主人ミ首の水戸家を御預り申居候首ミ由かれの水戸を恐れ候事尤ニ御坐候何レ當時ミ姿のつれ芝居よて主人よての金主のつふれ候迄の芝居を打候見込かれの先それかりニ致置候誠よ致方無之と申居候よし

廿五日晴

一昨四ツ時過比ミ夜通しの廿二日立よて明廿三日御發駕ミ所俄よ御腹痛よて御見合ニ相成候所少しも御快能候の直様御出立ニ相成候條御供方ミ面々の其合よて支度罷在候様云々ミ振達し指出し候間其旨御運ひ申との夜通きよし御發駕候所右等御見合セといふの内實の御慎解ミ事よても可被仰出よて御扣よかりしあるへしと政府杯よての思ひ居よし併

政府より御日限ミ所今以何日といふ事不申來廿四日云々も青山頭取を富田三保へ運ひしよて廿三日夕發駕候振被仰出々れとも實之廿四日朝御發し云々申來りしのみ之依て政府よても江南いり程取込されりとして今少し悉しく申越候様致度と申候居るよし

一 櫻田ミ事もありし故人々過憂ミ余り御警衛と號し廿二日夜を引續出發何百人といふ事を不知依て政府よても昨夕輪貫早指立一刻も早く御下り無之ての一國の大變ことの事申越しより

一 昨夜五ツ時過又々夜通し到來是の側用を側用へ運ひありしこといふ

一 南領ミ者十五人計御迎として稻吉へ出一宿初メの一宿ミ積りミ所思ひミ外御下向も御隙取故是へ二三夜泊り飯盛り等と日夜飲居し内元を路用も多く用意せされの必至と金ミ指支刀よても抜計ミ騒きミ所へ下監通り懸り悉く探索其跡へ御飛脚ミ通り馬士と欵ミ咄よて承知御飛脚も國喪を服しちうぶ御迎よ出右等ミ始末扱々可嘆事として著して右ミ趣

いひしよ其以前既よ右下監ミ探索も出兩說符合しよる故監府よても右申立よしよると之實よ十五人ミ所行言語道斷されとも是を以て御迎ミ者皆是の如しといむるゝの痛嘆ミ又痛嘆之

一 郷中ミ者土浦へ行しよ門を閉て不入依て無理よ押抜て通りしといふ依て土浦よても大きよ怒り直様御家へ届ケ又 公邊へも申立しともいふ虚之

一 御棺板水戸よ無之よし江南よ申越せしよ江戸を此間下せしといふ板六枚幅三尺よ不滿六十兩之といふ然るよ裂よる所ありて用よ不立鳥子邊よて獻上木よまへきといふを指留御買入よて引裂よるよ尤二本其内入用ミ所のみ取よれとも百五十兩計之といふ尤何レも石樋之

一 久しく御入部もあき上よ御窮迫ミ所かれいどこといふ譯かく御普請城下ミ人計よての不足よて郷中迄募り二千人余も入込居其混雜譬ふる物かし御城中不殘御疊替の勿論御張付御障子張或の内下馬新規御取立大

手ミ橋上張御屏ミ御手入家根玄つくいのを付る下みの柱の根繼學校も御屏杯御手入人々必死ミ力を出して日夜とかく働故御普請果敢の行事驚く計之五六十間位ミ御屏の一瞬ミ中ミ出來併惣体御修復故夜を日ミ繼とも中々不出來上昔豊太閤一夜の中ミ洲股の城を築しも此度ミ事を見れぬ余り難物とも思れず前代未聞ミ御急キ普請人心必死を極ふる程恐敷者ハカシ

一此間中ハ四郡ミ農民洪河ミ溢る、如く城下へ群集し御迎として出府ミ者も夥敷斯てハ如何ハふんとて郡宰ミ被爲命鎮撫セしめしハ郡宰も我々共斯て候ハゞハ尙如此ハかれハ我々出ハりハと聞候ハ、如何様出發せんもハズれず此儀ハ御斷申上候旨ハ是ハ今日ハ

一昨夜通しハ廿六日江戸御發駕御慎も御解ハて御下り委細ハ新井源八郎下り候上ハて云々ミ意味ミよし
廿六日晴

一昨夜新井源八郎著昨日五ツ時江戸出立ハかりといふ廿六日愈御發駕其跡ハ直ハミ 磯川へ上使御慎解ミ御都合廿九日御著ハ廿八日ハ明方迄ハ尾越ハ御一ハ所ハてハ有ハよしハかといふ

一幕府ミ命ハて三十里ミ間双方十五間ツ、藪刈拂左右ハて三十間ツ、又幕の旗本二頭御警衛として途中ニ御指出ハかと風説虛ハ一土浦ニてハ番所を立置しウ水戸ミ真情を察し新規ミ別道を開き番所ハ番所ハて立置是非登候者ハ別道ハ往來爲致候積り萬一突當ハても出來候ハ、土浦ハて引受少しも 水府へ御迷惑ハ懸ぬといひしよし

一度之二度ニ
非ず

一昨夜九ツ時夜過到來又今朝も來ると云
一此間中ハ御迎ニ出ハる者御日限も延ハる故いつといふ事不分四五百人程引返セし由

一先日板橋石河と大議論是ハ板久木日定も此時節ハかれハ是非可引出江戸伺迄もハ々々ハれハ直ハ此方ハて可出といひしを石河不承知久木等ハ如き

眼前士道を失候者を引出すの江戸へ不伺とも不宜のまれ可申よして此方よて引出し如何此先一國ミ動搖如何可有之云々ミ意味次第論も募り石河の脇指を引寄ふる位きよし

一廿四日尾崎興津兩大夫幕へ呼出しよて出ふるは明後日御慎解上使可被進依ての其方御都合も可有之 當公御在邸おかれの其方よて御乙甲ニ有之御發駕おかれの途中迄幕の上使是又乙甲依て御發駕おかりて御届出候を機會は幕の上使可被迎尤御發駕をまふぬ振よて被遣おかれの其御含云々何時といふ事も打合せよても成しよし誠は手を取てミ指圖關宿も此度の余程周旋有し様子之新井是ヲ以直様出立委細の昨夜夜通よて分りし之

相ノ下「成」脱カ

一初メ御慎解ミ事願ひし時關宿云々此度の御家のみ御解余の少々隙取可申若尾越も御一所おかれの 御家迄御隙取ニ相 當君様もいつ迄も江戸よの被爲入間敷 老公とてもいつ迄御廣め不申様も相成間敷依て

非常ミ 徳命よて御解ニ相成可申尾越ミ御解ミ節よの 一橋様のみおふは 堂上方も矢張御同斷故自然御隙取ニ可相成云々申候よし

一當公御下國ミ上の一ヶ年位の御在國も御濟ニ可相成模様きよし

一幕ニて旗本を御警衛ニ被指出事虚實まれす併取手よの何方ミ欵人數出居よし三十間敷刈拂も非常かりや又常例かりや不分

廿七日朝雨終日陰

一晝比早到來昨廿六日上使久世大和守本多美濃守を以 老公御慎出格ミ思召を以て御免被仰出

一土浦よての番所を立居事故 公邊へミ義理を立 御家ミ情實を察し間部お城下おあふの橋へ出る道よ人を付置番所は懸りし者の 公邊ミ命云々采女正迷惑云々を以引返せしめ間部迄行時よ是を御通行可然と申案内なるよし

一菊鼎等同志と先日出發せし時土浦ミ間道を通り行しよ其内本道を押よ

る者有り時土浦家老ミ見廻リニ出逢應接家老カ何レミ御藩カリヤ姓名如何杯承れし故仙臺藩ミ振答シ家老不承知左様マてハあるまじ敷藩も公邊カ御達マて云々故御引返被下候様との押合せる中ニ跡カ行シ二三十人それニ不構通り過るを見て我々同役ミ者ハ御通シ相成我々ニ限り御通シ無之ハ如何家老曰ハの様無体ニ御通りマてハ御押ヘ申も不出來貴君トハ是迄御談シ申候所故采女正迷惑ニ相成候儀御了簡被下殊ニ本道御通行ニ限りも仕間敷何卒御引返シ被下候様といひしニ通行不相成ハ不相成ト可被仰マ何卒の御口上如何我々も實ハ水戸藩何某ニ候也此事後日突當候節ハ屋敷カ御懸合可申其爲名前御渡可申トて懷中紙ハ名前認印形を居ヘ家老の前ニ突出シ扱御通セ可被下ト押張シを家老それマてハ甚ハ指支申候公邊云々采女正云々ミ所御了簡可被成トマかく途中ミ儀されハトて宿屋ヘ案内シ萬心を付丁寧ニ致シ候様宿屋ヘ申付家老ハ一先引取し内是ハ同列ニ相談可仕云々マて引シニ潛マ其家を遁出番所を

「限りも本」

通り抜シ之依テ土浦マても大ニ怒リシといふ

廿八日朝雨風起巳牌歌陰

一昨夜上金町船屋マて少し計リ事カ事起リ岡見甚内ニ組ミ者小菅村郷士中野次郎左衛門を軒中ハ年來正士ナリ湯マ入りし所を斬シ之横腹カれト疵ハ淺キよし當時ハ郷中カも大勢出居故其者をたら巻マして大勢して國居筋ヘ届し由それマて當時大騒キニ同心ハ久木ミ用立杯せる者トといふ畢竟ハ酒乱マて右様ミ事マ及ひし由眼前中野ミ孫も其席マ在カウカたカ巻マし置テ御筋ニ届ケ判談を待といふハ士道マ於テ如何

一昨日遠郷ミ者ハ青柳マ引取近郷ハ宿所マ相引御當日可能出旨郡宰カ達出シト云

一今日 老公御不例御大切被仰出是ハ上使杯ミ類旁御差畧ミ廉杯マも可有之且 大將軍御不例マて御急キマかりシカといふ 將軍家御不例難信

汝ときよ計らへと被仰依て新井途中よて行逢し者の悉く申含め下著し
より此度ミ御迎ハ廿二日ヲ引も不切出發セシウ皆松戸邊迄ハ出されと
も御府内へ入りし者のかし只秋葉等三人御延ミ時模様聞ニ行直ニ引返
セシのみといふ

一大森執政會澤等の昨日下著之

一今日ハ同役御城御番始る

一昨夜 老公御尊骸御靈座ヨ御直し申上る

萬延紀元庚申九月

秘笈日録

晚綠齋秘笈

目次

目錄之二

萬延紀元庚申九月

秘笈目錄

晚錄齋秘笈

萬延紀元庚申秋九月朔晴

一長岡有志小金邊へ御迎ニ出小幡長岡邊迄御供してそれちりくニありしといふ

一長岡勢小金ニ居る時武藤善吉も小金ニ宿す是ハ長岡追討ニ時先陣請受て罷出其後有志河和田ニ居し時ハ尊慮と稱して鎮撫ニ來りし者之日比ミ表裡反覆を惡みたるヨヤ大津彦五郎を先として入替く武善と論議セし武大ニ窮セし様子之といふ併實ハ敵を求る姿にて此後如何可成や

一長岡有志ニ間柄へ今日達し有之早速引返し可申云々之といふ

一木村權次郎ハ當春江南へ潛發し百方周旋し既ニ櫻田の大業も此人ニ盡力不少といふ依て其節間柄尋等被申付俸録録カも被召放し此度引返し候様達し來る今日之是ハ大久保兵衛門を呼て御問柄只今御歸なれハ何等ノ事もなく候定て少しハ御居所も御分り存候間少しも早く御

返候様御申含御返
し可被成候云々々

一 江南政府横甚壹人不正位ニて余の大抵正議堂々之先御下國ニかりての
 第一長岡引返し是を土臺として追々御盛業も立様ニせへしとの論よて
 既ニ其前美新杯も再勤セし程ミ事ニ尼子長三郎武田魁介輕部六郎衛門
 渡井淺衛門等の御小納戸よて有志ミ士之御在國中ハ御國ニ居て御志を
 も可奉助振よて御供セしハ御國政府ハ例ミ朋黨從來ミ所業もほれハ大
 きニ忌み四人とも今日達しニかり明後朝ハ直様出立致候様云々被命
 二 日晴是夜宿直

一 老公御葬地瑞龍と國見ミ論起リ國見ハ御遺命之併新ニ山ヲ開ク故入費莫大ニ御下向を待居し故
 昨日杯ハ始終此事ニ政府よても懸リ居るといふ昨日北郡宰瑞龍ニ出立
 セし杯ともいふ

一 先月廿日 幕府ハ井伊家へ達し有之 水戸家よて御下國迄ハ家中ミ者
 貴賤とかく門外を禁し候様嚴重被命しといふ又人別迄も一々改めし位

ありといふ

三日晴

一 公御下國ハ全く御獨斷ハ被出し事よて執政近侍ミ士ハ何レも危ク思ひ
 し之依て彼是と公をおとし參ふセしありしよし國友與五郎杯ハ御供被
 仰付し元來臆病武士かれハ御供ミ儀も大切ニ候得共暫クミ間御國
 被爲入候ハ又御留守方も是迄と違ハ實ニ御大切ニ御儀故却て江戸
 ニ罷在候方 君上ミ御爲も可相成とて邸ニ残りしハ 君ハ如何よて
 も我さへ無事かふハと謀る心術如何そや畢竟右故かれハ

勅諭御返納 幕ハ催促も無きニ此方ハ持出さハ 幕ノ御通りも可宜杯
 ミ見込ニて 公を奉欺しあるへし

一 昨日太田執政岡田參政御山見分原十左衛門會計亦とも行しニ多分國見
 御決著きよし

一 尼子武田等登り御指留ニ相成候事

一 老公御入棺之時 奥御殿様執政を被爲召御涙かろふ被仰し 老公御一生ミ御志しのご迄も 威義兩公ミ御志を御繼被遊 思召よて御盡力被爲在し御志の更ニ貫うすして空しく今日^{のカ}事ニ至りぬとしや御志ミ貫きたりとして中々以 威義兩公ニ可及よてのたれとも一向兩公ニ思召を御繼述ミ御旨意ニあはせられし人々奉承知事之扱右ニ付 威義兩公の常の御指料を御棺ニ奉入よし承り候へい責てい 老公へも御指料を可奉納是非ノ思込侍ること被仰し執政一同御尤至極と御受申上候々るニ會澤恒藏更ニ不聞死者ニ棺へ眞物ミ刀を納る儀不宜段の 老公尊慮も御坐候へい此儀の決して不相成と御斷申せしニ 奥御殿様それかふの思止り可申と被仰三浦賢男御招き潛ニ被仰々るの 三藩ニ君ミ御逝去かれの平常ニ武士とも違ひ可申殊ニ威義公ニ御遺志御繼述被遊の御一生ニ御志願ニてましてや 威義公も常ニ御指料を御棺ニ奉納よしかれの納るも悪しきと申よの有之間敷ニ恒藏ニ殊の外

被叱ふりとして御懐中カ 老公御齒を被出是の 公御齒ミ落ふりし時拾ひ取て大切ニ所持いふす所ニ是も恒藏ニ被見候の、又々被叱可申汝潛よ是を御棺ニ中ニ御納可申少しの我心も可達と涙と共ニ被遣しうの三浦即御棺ニ入しとぞ 奥御殿様御申ミ事恒藏ニ被押し心外ニ御残念ニ被思召御様子ニ

一 此夕長岡有志ミ間柄又々參政カ達し有之先日も引戻しミ事達し置候所此度江戸表へ罷登候趣も相聞只今罷登候ての御爲も不相成 君上よも厚く御配慮被遊事かれの早速引返し候様引返しニ罷越候かふの監府ミ印鑑遣し可申とよかく早速引返し候様可仕との事ニ

一 長岡有志御下國ニ時御迎ニ出し御著城ニ明日御意ニ長岡ミ者ハ如何よも不宜趣も承り候所此度我等下りを心配いふし途中迄罷出守衛いふし候心を以て見る時の我等を深く思者ニ左まれの矢張是迄通り遣候心ニ候間早速引返し候様可致と被仰執政御受申て退きしう元より臆病

ミ上且の追討おともありてそれうれ理屈を付全く執政骨折よて寛大ミ御所置被仰付罷帰候様とひねりし之

一御下國ミ時長州藩完戸經太郎山形某大樂某乍陰御供して下りしといふ山形の醫者よて慷慨義を好む者之兼ていひたるのケ様ミ世とかりての天下ミ首唱を爲者おくといひて挽回を計るへき我の元より犬死して國家ミ報せんとす犬死ミ人有りて後ミこそ生を捨て義を取者もあるへし我の犬死を期す者之と常々いひ居るよし

一公御下國ニ付 幕府へ拜借金御願二萬兩先日御濟ニかりそれよて御供方へ拜借も出しといふ都て是迄ミ例二萬兩おふの一萬の御返納其餘の拜借流シニあるよしよて御返濟の分の初を拜借セざる者故二萬といひて實の一萬といふ

一安藤も近比の余程ひるみふるといふ先月中御勝手懸御免外國懸リニありし之されと今以必死ミ様子之脇坂の脱疽よてとても出勤の不出來足

諸夷トハ諸厄
利亞ノコトニ
指即チ英國チ
指スナリ
校訂者識

ミ指を腐込し故指を切しよ又々くされ込醫の膝を不切の一命ミ懸るといひ臣下の甚不忍様子余程難物ミよし

一久世の近比國へ達しを出して云是迄西洋學をする者蘭夷ミ學のみ致セとも右ニての萬國ミ不通由も候への以來の諸夷佛夷等ミ學を専ら修行いふし候様諸向へ達せしといふ諸向といふ事未詳

一近比 將軍家御不例是ミ依て土岐美濃守本郷丹後守山口丹波守等必至周旋 一橋公を西城ミ御直し申策を立し破れしといふ山口の弟小出何某も余程周旋セしといふ併御不例も未タ聞人少きミ周旋ミ分るへき筈かし

一當時江南ミ難儀不大方物價騰貴凶年ミ不殊大城と横濱との御普請よて稍々取續居三度ミ食も糟糠も不飽上白四合五勺中四合八勺玄米五合取手ミ蛙貳尺四五寸位壹本壹兩貳分中秋ミ月見の粟壹兩ニ六升中柿四十八文位京も上白の四合位といふ仙臺の百ミ壹升仙臺人ミ咄よ上

白の七合ともいふ是は依て盜賊甚盛にして夜の戸を閉切是は加るゝ幻術所々も行れ奇怪に談藉々紛々諸國に運米の品川は不入仙臺に米の國を不出淺間敷といふも愚之

一櫻田御所置之事御目附淺見何某久世へ説しといつ迄ともかく御延引外に事とも違ひ候得の何と御所置可然久世云大きは御尤かれとも此の甚は重大に事にて徳川家御徳威諸藩に向背も拘り實に不容易夫彼延引外同列の何と了簡致居候や承り可申と挨拶是は依て外國別に行けり又右に挨拶も外同列へ可聞とては、うけ物に如くあり居中々近々御所置に事も見よし

一讃州の先達て隠居願出し置し幕府にて今以許容無之よし如何に見込るるゝや

四日雨

一昨夜太田執政等歸著多分瑞龍に見込 尊慮伺候上にてともかくもとの

事よし

一薩州にての主人居間の脇に別殿を構 勅を安置し殿を守衛に兵を付置よし

一長州にての人夫貳百人計を發し奥州岩橋と欵いふ山を石炭を掘出すよし

一滿清の近比余程衰へしよし魯夷に援兵を請其力を以て敵に勝ちし事ありし其功は依て燕趙邊要衝の地を裂て賄今の魯亞の國界北京を去る事僅二百里又長髮賊已蜀に據り勢日の出の如しといふ

一九郎公子に御附の多賀谷虎次郎杯正よし是の御馬廻にて公子附勘衛忤之 余一公子 當公が廻舞篇を被遣しを御覽被遊るゝ齋藤一徳に跋を御覽被成國友忠次郎は是の何人あると被仰しは是の靜に長官に事にて一己に了簡をよしおき事を仕出し國家に御心配に御懸け申候不宜者にて候と申せしるの公子御立腹扱々左様の者との思ひさりしそ

れかゝの墨塗リニ可致とて御染被成しよ其明日多賀谷出仕是を見て大
 きよ驚き何故ケ様の被遊しと申上しよ忠次郎ケ様ノミ申聞故如此と
 被仰多賀谷それの申上る者ミ心得違之是の斯々ミ事よて御家よ瑣細ミ
 拘りの御坐候得共乍併天下ミ爲國家ミ爲ケ様者よて候と申上しうの
 公子是を以て忠次郎是の如何と申上しよ一言もあしといふ本う二ツニ
 かり居る故いつこよもセリ合のみ出来可嘆事ニ

一井伊家よての家中二分よて一ツの是迄天下よ恥辱をさらし其儘よ打過
 かり永世此恥を雪く事不相成何分打拂を願真先懸て功名を顯し可申と
 志し一ツの御家も無事ニ立候うけの左様ミ事致候ての不宜とて専ら下
 を虐け財貨を貪る者多しといふ

一諸夷ミ應接ミ時の驕傲悖慢實よ己う儘の振舞のみ俄夷の深沈不可測
 幕よても頻よ窮まるよし俄夷の兵庫の京師ミ近くよての有之旁以開港
 よての日本ミ御爲よも相成中間敷杯ミ類よて如何よも難制外國奉行諸

夷と應接ミ時の其方杯と論し候よてのとも不相分候間以來引込可申
 等ミ類ノといふ

五日陰

一昨夜夜通し到來長岡有志去月廿七日薩摩の邸よ入り新宿邊へ御迎に出そ
れが半引分出し
 私等元主人 水府老公よての 天朝 公邊ミ御爲度々忠正を被盡候所
 建白いふし候事共一切不被用却てそれう爲よ嚴責を蒙り候次第杯々殘
 念至極何卒如何もして年來ミ志願いつしう貫き候様可仕と存候所此度
 逝去被致候趣左それの是迄ミ志願貫通いふし候見留も無之依て御見込
 申御懸入申候何卒 老公一生ミ志願貴藩ミ御周旋よて天下よ伸候様仕
 度云々ミ意味ミよし是よ依て薩州の俄よ右ミ段御家へ申込しニ 公邊
 へも届ふりといふ十九人或は三人中人或は三人屋敷ニ送り置よし當時薩
 候の在國故往復も隙取べし

一瑞龍を御葬地ミ振愈決し御穴の廿日迄ニ出来候様との達ニ御見送りの

今公余四公子余六公子余七公子余八公子といふ

一公江戸ニ被爲入し時々長岡を引返し是迄通り遣候様との事ハ度々御意も被爲在し所_マて只今_マ姿_マてハ如何様_マ事ニ及候も不知と御配慮_マりし_ウと執政初元_ハ不好_マ所_ハ故何程_マ事_ウ可_マ在_マとて其儘ニ打捨置_シ此度_マ事_ハ出来_シといふ

六日晴

一去月廿七日長岡勢三十七人薩州屋敷へ出し士林ハ吉成恒次郎服部悌三郎鳥居幾之介林忠左衛門横山辰之介小野鍋吉根本新平以下の御職人郷士神官義民及ひ諸士_マ僕等_トといふ

一薩へ出て_マ應接_ハ御廟算伺書_マ意味御周旋_マ沙汰も_ハあり_タれ_ト矢張横濱打潰_シ見込_ニて右_ニ付_テ跡_マ事_ハ宜敷御扱云々_マ意_トといふ然る_ニ薩も國こそ正士も_ハある_ヘ々_レとも邸中_ハ如何_ヨも無人姑息役人等のみ_カれ_ハ左_セる_ト了簡も_ハかく直様中屋敷へ送り_タ田_ノ其旨幕へも届ケ

御家へも届ケし_ハ切迫_マ時情より右_マ事_ハ及_シある_ヘ々_レとも大失策可惜々々

一先日輕部南上_ハ吉成引返し_シ事_ハ被命_シ吉成江戸へ趣_キし_ト聞て江戸迄行_シ父_ノ叔_ノ公も鈴木叔負_ハ鎮撫_マ事_ハ被命_シといふ

一四日朝尾張へ急上使進セ_ルとの事何事_ハある_ウ上使_ハ相違_キき_トの事_ハ

一脇坂_ハ脱疽_トても出勤_ハ不出來_ヨし_マ所近々出勤_ハ本病_マて_ハか_シといふ出勤_セハ安藤_ハ引込_カる_ヘし_トいふ

一去月廿五日尾崎大夫久世へ行_シ時久云御藩_マて_ハ安藤_ハ殊_マ外御憎み_マよし成程掃部_マても存生_マ時_ハ權_ハ振候_カも不相知_ハ候へ共當節_ハそれ_トころ_マて_ハ無_之却_テ私_ハ御家_マ事_ハ杯_ハ申候_ハ得_ハ共々_ハ周旋_イし_{申候}尤表向計_マ程_ハ不存候_ヘ共先右_マ次第_ハ只今_マ様子_マて_ハ更_ニ惡_ムハ不足_者といひしよし

一 將軍家御不例の被仰出候譯よていかし山形運阿彌大城へ行し御城中御混雜 上様御不例との事故運阿彌立歸りて人ニ語りしこといふ 將軍家の御疝症ニて去年も二度程御事切よし右ミ類あるべし左ミそれ山口本郷杯ミ盡力云々も可疑

一 四日御番所よて人静りし後石山彦吉手塚太郎衛門潛まさやくを聞し石山是迄の先順能出來ふれとも是迄よてとや押付ふれふり扱々困りふりといひし手塚あまやとともどめ何と思てもとともどめこと嘆息せしよし貳人の奸人かれとも何欵見切ミ有し事あるべし

一 昨五日七ツ時早脚到來石州へ來ル是の關老連名よて御膝中ミ御機嫌伺水砂糖ニ金米糖欵何欵被遣しよし御喪中故城代來りし是よても愈奸ミ手廻りて幕の石州へ早脚來るあるべしと驚きし人もありしよし

一 老公御逝去後の一國ミ士民如何様思詰るも難測と 幕も余程用心安藤の別て用心よし西丸下御番所夜五ツ時迄の往來せしは近比の暮六ツ

よの必切るよし

七日陰

一 四日尾張へ上使云々の定て御慎解あるへしといふ去月廿六七ミ比尾越とも一段ミ御ゆる先ニて御城中御歩行位の御濟ニかりしよし 一橋公の其已前御髡月代御庭御歩行杯御免よて全く御門外ニ不被爲入のみかり右故此度ミ上使の御慎解あるへし昨夜早到來せしといふをし其事あるべしや井伊家も掃部頭と任官ミよし 中將ミ任ス

一 長岡勢山下よて 今公を拜せしよ 公何者あると問セ給ひし故長岡勢ミ由申上る 公それの甚奇特之行列よ入候様ニの不出來候間前後へ守衛いふし候様との御意ニて新宿迄御供せし議論起り薩への出しよて林忠左衛門の紺屋丁よて手疵ヲ負未タ平癒セさる中ニ叔父ミ黒澤大關弟ミ廣岡櫻田ミ大功を顯し已來切迫ニかり居しよ今又 老公の御逝去益頼む方かくて斯の決せし之異論ミ者の切てもせつる勢よて已も同

志ミ士壹人の抜合せ壹人も余程六ヶ敷りし位之右ミ勢ニて吉成杯の年輩といひ且の見込も落付たる論ありたるを得已同道せしといふ今小川は残り居る者の何レも幼若ミ者のみ

一薩事出来さる前迄の余程内輪ミ都合見直しする所此以後の又少しく變しするよし當時役人笑壺ニ入し様子

一薩ミ事 幕へも届はかりし 御家々薩へ懸りしは最早公邊へ届候得の御相對よての御返し申兼候 公邊へ御進達ミ上かふの云々と之當時幕も大取込ミ中今又事の生するの甚は不好所ミ様子されの多分御返しニ可成政府ミ論の如何

八日陰雨

一薩人云初長岡勢薩邸ニ至りて云我々共天下ミ浪人よて存詰候心願ミ筋有之勿論一朝一夕ミ事よも無御坐候得の早速申上候事よも不相成候得共暫ミ間我々共御養置被下候様御當家を御見込申相願候間可然御了簡

云々との申出故それの随分御養置可申乍去外ミ事とも違候得の御書取よて之頂戴仕度と答長岡勢則席上ニて大意書取遣し申候依て中屋敷ミ明長屋よ入置ニニ學校飯焚杯付置申候何も大小よても御引揚ケ申候譯も少しも無之其段國へも早速早相立右御書取を以て主人よも相談仕且公邊へも御届申候事ニ御坐候故御家よて御引取ミ事候ハ、公邊御進達ミ上御渡し可申それとも愈元御家來欵否も睨ト不相分候故右ミ人体御見知ミ方御出よて御一見可被成且の主人へも相談仕候事よ御坐候得の御引取ミ所も右ミ挨拶參候上ニ仕度云々よし

一薩へ出しは言語も不通事有しは竹下ある者先年東海の返射爐ニ來り居し故直様應接ニ出逢大きは都合もよしといふ

一初長岡勢長々ミ出張人々死地に陥り居る故何欵一事業も盡度斬夷位ミ論の始終立居し如何も同志も不纏所々ニ潛居セシ故先それニなり居しよ一旦所々ミ有志一ツは集りたれば直様右ミ事よ至りしとい

ふ

一幕よての薩の届ヶゐりしよ元より天下ミ浪人といひて薩へ入しかれ何レヘミ引張もかく殊よ何款事を起せしよも非す 公邊ニても浪人者迄よの不被構候間薩州よて品能取扱候様との事ミよし

一去ル四日一橋家尾張越前共ニ御慎御解被仰出

一久世の老公御逝去を聞て愕然として力を落し誠途方ニ暮ふる御慎解ミ比より正氣持返し益張込居るよし其言よ 老公御逝去よてのとも天下ミ回復の不出來といへとも眼前 當納言公の 老公ミ御種よて老公よの少しく御劣り坏いへと流石よ 老公ミ御血胤 老公ミ御徳義天下ミ奉感慕所かれの我此職ミ居て百方 當公へ力を奉添いつこ迄も 老公ミ思召を被爲繼候様御仕向申上おの此大危難少しの押拔ぬ事のゐるへきと潛よいひしとぞ

一去ル五日武田大夫被爲召長岡ミ事坏彼是御申含よかりしの長岡ミ者坏

も長々出張實ニ心底ミ程感し入之併ヶ様相成うかの何卒幾重よも思慮いよし引返し候様可仕ヶ様ミ事の其方坏よておのれの中々引返候事も不出來能々了簡可致櫻田ミ事坏も彼是と申者もゐれ共併井伊を討取しより幕ミ勢も一變せし事かれの實よ忠精ミ程感ニ不堪長岡ミ者も先日薩摩坏へ出よるよし右様ミ事いよし候ての扱々困り申候併出來候物の致方無之候間何分引取候様致度云々ミ大意其外一國を御纏めミ思召ミよし武田も色々申上眼前長岡ミ儀の最初 勅^{候カ}起り事よて右ミ儀の暫御猶豫と申迄よて愈御返納不被遊との御達の無之それ故人々今以安堵不仕と申せしよ 公扱々左様よて有りよて大きよ御吞込武又云とかく一國を御纏め被遊候かふの三ヶ月と御見込被遊候の一ヶ月よ御成功ミ思召よ無之候ての参り申間敷云々 公萬事御吞込當時の姑息人の余り御前への出不得白井執政を始として常よ祇候ミ人の多くの 老公御信用ミ人々よて香取介太郎等ミ如き御下國次第十分ゐて込積りミ人も

有しうそれも不出來板橋等姑息人何レも久木等と會合 公を御引入申
策と骨折居るよし油斷ミかふぬ世の中

一六日中山大夫被爲召 公御申合武田へ御意と同様之中山の私隠居ミ身
分故左様ミ事と可拘筋無之當時御役人衆ミ工風可致所と御坐候と申上
しよ 公左様よての無之長岡ミ事杯の今ミ役人よての決して被構不申
候間其方ニ申合るかれのとしや隠居もセよ余り頼み候間余り代りと
思候て執政と足を運ひても可然取計候様可致云々 奥御殿様も長岡勢
是非歸り候事かすの内々よて〇よても遣し可申と迄も被遊しといふ
九日晴

一公ミ御下りミ時土浦ミ家老申上しこの度ミ御下向よての大勢御家中御
領内迄罷出候所番所へ御拘りミ人の壹人も無之脇道又の田の畔傳等の
御坐候右故敵藩よても 幕府へ對し申譯も相立流石と御家臣ミ振舞采
女正ニ於ても難有存申候由申上しうの 公悦セ給ひ左もゐるへしと被

遊しよし

一御著城よかりて奥へ被爲入しよ後宮不殘御下りを見て聲を限りよ啼悲
それか 奥御殿様へ被爲入しよゐりし事共委細ニ被仰御涙セき合不給
又英想院様ニ被爲入しよ又御同斷ニ被爲入それか 老公ミ柩前被爲入
御棺ミ蓋を御開きよて御拜被遊三年以來御様子も拜し不奉しよ斯迄も
御變り被遊しう扱々と被遊しのみ御悲嘆ミ情可申上様かしそれか日々
御棺御拜駒込よて常と被爲召し御上下を御覽被遊是迄ミ事御思出しミ
様子よて殊ミ外御嘆ミ御様子ミよし

一御下りミ時鳥居執政と御大切ミ折の定て御看病も申上しあるへし其時
ミ御様子如何被爲在しやと被仰しよ執政一言も申上不得顔を赤めて退
きしとそ 公又君側ミ者を召給ひ 老公御世話を申上大儀と存候間時
服よても可爲取ミ所先是よても遣し可申とて銀貳百疋ッ、被下しとい
ふ

一初御慎解上使ミ時久世云此度ミ上使ハ私罷出候積リ御坐候今御一人ハ御新役ヨテ美濃守殿可然といひしヨ美濃も辞退も不成愈二人定リし故安藤内藤等大悦ミヨシ其後御逝去ニ付此度ハ内藤勤メヨリ宿ヨ歸リていひ々るハ先々大安心參る迄ハ如何と存シヨ小石川も至テ穩便ヨテ今日程安心シヨる事ハカシ隨分酒肴ヨテ祝位ハ致てもよろしきといひしとそ去秋ミ國難杯ミ如クカフハ如何カレとも御機嫌伺等ヨ來リてハ何の心配も有ヘキ様カシ幕の水戸を恐れ候事ハ都テ如此といふ

一去ル八日ヨ海老名孫次郎下野を深更起シテ小川ミ残り有志も近々決シテ出發致候模様小生一言申候得ハ既ニ切るハ計ヨテヤフハ參リ申候云々ミ意を通シ又武田を起シ同斷それニ松本力田丸ハ是も同ク決する一条ヨテ無理ヨ〇を借テ行シトテ府下有志奔走突留シヨ兩口とも虚ヨテ事ノ異同カ起る併武田ヘ書記ミ石河小田部等を召テ下野を鎮撫ニ可遣等ミ策もあリテ半ヨシテ止レとも下野原ヨテ命を受小川出發ミ

浮説起る

十日陰至暮雨

- 一昨曉水野外記母没シタフ葬る依テ兩々其事ヨ係リ居
- 一此度ミ事久世ミ盡力拔群ニ付 公ヨても重ク御報ヒミ思召ミ所御中陰中それも如何との論起リ御見合せといふ
- 一御下國ハ御看病御對面ミ願カレハ幕カ引續御上リミ御催促有之依テ近比御願直シヨカリしといふ
- 一横山甚左衛門御供ミ折ハ長岡勢を恐れ青さめヨる様子人色カシ道中ハ酒ヨテ稍氣力を補ヒ居るのみ幸ヨシテ國ヨ至リ見るヨ己ウ仲間も多く大キヨ安心のみカラス 公へも追々説を進むるといふ
- 十一日陰又晴
- 一横甚ハ余リ 公へ説を進むる事ハカフ殊ヨ御國ヨ來テ何欵不氣服ミ事欵ニテ折々引込杯するよし

一長州の側目附といふ者或人あり是の外に勤めかく只天下の間牒に如く出入して天下の形勢を探り主君に告る職にて才智拔群の者を撰ひて此職に任す甚く權のゐる者といふ是は毛利家祖宗の法に又諸生を遊歴に出すも主人の内命にて出るよし先年此方は遊學せし赤川杯本國にて逢しは水國政事を得失人物を賢否我國にて論するは不異といふ都て他藩にてのケ条の事もあり且戰爭を経し家の自然其事も名策あるへし余幼き時茅根先生に門を遊ひし時柳川にては宗茂の廟は朝鮮陣没の姓名を懸札にして代々君宗茂の廟を拜する時の必懸札へ迄一拜せるといふ

一日定菊池何れも當時政府の腹心なり此度御紋付御羽織拜領併是の郡宰見習故同列の御羽織拜領の内は自分羽織も他人に前如何にて同列を願しあるへしともいふ瑞龍御葬地の事にて時々郷出もそれのあり
十二日陰午後小雨

一昨日日田原彦三郎小川へ出發

一公よての御哀傷の情厚く毎夜八ツ時位迄の御夜伽も被遊日々御拜其御中あれの政府よても余り御聽に不達様とせざる故深敷事も不申上且白井肥田位に外の御前よ出る人も稀といふ

一松平式部少輔の井伊の四天王と呼ばれし壹人よて御勘定奉行よて専ら逆威を振し去る七日一橋附御家老とある是迄に御家老大澤豊後守の正議に士あり同日大目附とある

十三日陰

一前納言公御諡號源烈公様と可奉稱旨被仰出

一去る六日長岡勢の内大津彦五郎柴田市太郎與野真之介小林孝の武善に行て曰私杯久敷長岡に罷出申候所の様相成候らるる當公よて老公の思召を御繼被成候様御同様周旋仕候事當今に急務と奉存候就ての私共同志の内三十七人の薩州へ出大失策誠と困り申候それの不構殘

り同志十九人近々罷歸り候積ニ御坐候如何といひし武大き御尤
早速右様可相成云々大津等曰扱とれニ付困候儀有之長々所々に厄介ニ
成五七兩ツ、ミ借越へて五六兩も可有之是を御盡力可被下と云し
武御改心ニて御引取と申上の隨分御世話も可申かれ共私當時一文かし
何欵御引當もても御坐候の盡力可仕といひし時大津一幅ミ掛物を出
し是親鸞上人ミ直筆今迄鬼深小左衛門湊ミ何某ニ質入ニ致置候所亡父
同人へ金用立手ニ入候品ニ御坐候是もて御盡力云々との事もて武も脇
合聞立しニ相違無之依て近藤酢屋梅源ミ三人もて六十五兩拵へ是を四
人ニ渡し武扱は上の御歸りニ可相成云々いひし四人又一ツ困り事御
坐候何卒今一度御諭しもても出候様脱カ仕度先日ミ御諭ハ一体ニ無之余ミ同
志ハ皆小生等ニ進退を爲任置候故御諭次第云々ミ問答もて歸りし由併
又一説を聞ニ大津等小金もて武善と問答ミ時武大ニ窮し知行引當もて
金子用立可申旨證文を有志ニ遣し歸りしかれ右證文持參ニて約束通

り云々との事ハるへし且又湊ミ者も○を有志ニ贈度武ミ聲懸りあふの
と思居しかれ右ミ金も出來しるへし云々案ル有志ミ士假令餓死
されのとて武ミ前ニ至り平身低頭をへき譯カられの本文誤ルるへし
十四日晴

一薩ミ一条ハ國へも相談いふし且此方含みも御坐候かれ水國もてハ
少しミ内御構不被下候様仕度云々内意ハりしといふ

一岡部三十郎先月末ニ比ハ一寸府下へ來ル是ハ老公御逝去を途中もて
聞實否を糺候爲來りし之既ニ江戸有志ハ老公御不例と號し當公御
下國被遊様もして事を可計といふ論ハと余程起りし内思ひキや眞ニ御
逝去もて誠ニ愕然としるとハ前表とハ思ハる將又木村權次郎瘡疾ニ
て郷へ潛み筆子等を集め手本を遣し且金索ハ杯人ニ吹懸ハそれハ事露顯ニ
及び野村初メ通路も存分ニかハぬ様もかり木ハ湯治ハ行終ニ同志ニ離
しといふ高橋ニ説實ハる由ニ嘆しとそ

一大久保下向ミ 勅書の先年ケ様ノミ次第にて三港ミ交易指許シ其
後武備も不整内地ミ難儀不可言 勅書も諸方へ下シヨリシ何ミ事も
出来ず實ニ 伊勢神廟ニ奉對誠ニ恐入候儀其罪重大ニ付讓位して上
祖宗へ申譯致候積ニ承レハ其余所々開港ミ趣ミ等都て是迄國体を汚
し候罪ハ關東マても 祖先へ申譯いハシ候様可仕ミ御意味ミよし是ハ
中河内ノ山伏先月京出立マて歸リシ者ミ咄右山伏粟田口宮様へも拜謁
御詩作拜領ミよし委細ハ玄蕃府有志ミ士へ書取マて呈セシよし右 勅
ミ意味ハ近衛一条ミ兩公ハ内々水府へ御通達ヨカリ 公マても極密右
ミ旨御承知ミよし

一天朝マてハ祐宮様へ御讓位ミ思召カレ共深く九州諸侯を御引付マて右
ハ事起ハケ様ト申事深く御熟慮 關東へハ 一橋公を是非西城云々ミ
事杯仰出し事マて是非右マて 徳川家中興 神州を持張候様ミ 叡慮
ミよし

一安對七日八日ミ比引込長ク引込ミ様子ニといふ

一久世ハ事を成ヌ半途マて止ルカハ初カ不致取懸ルカハ始終へ可押
拔トノ事平生持論ミよし脇坂引込シ時ハ久世一言も不言脇も少しく恨
し程ミ事ニ是迄安藤盛ニ事を用ル時久世黙して聞居ルカハ先達カ久世
萬事齒切テ事を行フ故安も弱リシといふ是ハ久世事を行トモ同
志も亦ク時情も不分故暫ク黙々して居ルカハ愈見込を付斷然として事
を行フよし且又井伊の時マ打レシ有志ミ士不殘久世マ力を添 天朝カ
ミ 勅書といハ天下ミ形勢といハ其盡力も果敢取といふ

一脇坂も近々出勤安引込ハ早速可出トの見込ミよし

一九月五日大田備後守も慎御免ニカハリシよし

一井伊ミ殘黨藥師寺久貝石谷松平出雲を初として窮鼠ミ策をかシ久世ミ
水戸へ深く身を持といハ 老公御慎解 當公御下向等ミ事ハ全く當
公御下國ミ策マて 老公ハ眞病ニ非ストの論起リ其爲ニ少し延引もセ

しまて又近比の水戸よてい 當公を御國へ置水戸城よ引籠り天下へ旗
 を擧る積といふ説専ら行れ久世初御下向を盡力せしの大失策云々
 論よて其都合甚難物依て此方宿繼奉書を以御參府を申上候へり直
 様御上り被遊候様奸人ミ網ミ中よ入不申様御了簡云々申來りしといふ
 一久世云此方都合も御坐候故余り久世久世と御沙汰御坐候て誠御家
 ミ爲盡力も出來兼候場御坐候間右の御扣被下候様云々といふ
 一去ル七日横瀬山城守高家之京都御使被命是の立親王ミ御祝儀あるへし
 といふ一説は横瀬と由良播磨守の高家中ミ有志といふ
 一井伊家よての三日以來往來ミ者を捕へ岡園ミ中よ幽し置しよし伊丹藏
 人も捕レ六月二日ニゆるされしといふ井伊ミ暴如何そや併多くの浪人
 杯を別て捕しといふ一ツの虚聲を張し様子
 一内藤紀伊も先達の控しけふりしは此度國ミ家老有志上著諫て云當今
 の實ニうらく致居候ての決して不相成神州回復ニ力を被盡候思召さ

ふの閣老も御勤可被成左もかくて閣老ミ職よ御出よての天下へ御濟さ
 されぬのみかす眼前櫻田等ミ事も實ニ弓斷相成不申云々ミ意味よて
 極諫内紀も右諫を用是より余程正ニ反りしといふ

一當時安藤ミ身を畏レ居る事甚しといふ
 一去ル七日立川録介御勘定吟味役とある是の主水正といひしの子よて主
 水正の井伊ミ三萬兩拜借ミ事よて松平式部少輔よおそくは割腹せし
 人ニて正士之性質淡泊篤實よて出世を不好他役よての御奉公も出來不
 申候故長く此職被仰付候様との願よて御勘定吟味役を勤し新同列杯
 頻りニ轉任官位も取杯なれは是をも主水正とかし直ニ奉行とかし
 るの割腹せし奉行中ミ事然るは此度録介の父ミ跡よ任し御勘定吟
 味役とかり奥右筆方吟味父を殺せし式部の同志御三家付ニ改られし
 十五日雨
 一老公御尊骸今月廿六日御出棺廿七日御葬穴 中納言様諸公子御見送被

遊旨被仰出

十六日晴

一五日よの土佐侯松平容堂も慎御免ニかりしといふ
一桑原望月の先達御白書院へ御墓ミ形を作ふるよ又此度の死人ミ形を作しといふ御醫者ミ詰所と欵いひし死人ミ如く作りし者へ夜著を打懸置さり是の公御著城ミ日之頭取見付て直様かふつけさりしといふ是の頭取ミ支度場ニといふ

十七日陰至夜雨

一桑原望月御白書院ミ一条 公御中陰後直ニ言上可致とて是を待居よし
一橋尾張杯の御憤の解ふれとも眞ミ御開明ニ非す是の竹腰等己ウ利害を計、尾公御政事ニ御携無之様センと思ひ 幕ミ奸有司も今ミ世とかりての御開明を妨る事ハ不出來の責て竹腰ミ力を以内外相應し御妨可申上とて竹腰杯ミ拵事ニて既ニ 尾公も只出格ミ思召ニて御免被仰

出しのみ御政事等への御立入無之様と成し之併 尾公計ケ様との不出來勢故 一橋も御同斷御親族方其外他へ御面會又の御文書御往復等ミ儀都て御遠慮云々ミ御内沙汰尤無御余儀事ハ兼て被仰聞候様と被仰出しといふ

一井伊家ミ四天王と世ニ稱セ^ら脱カ、奸人も大抵要路をハ離れしよし藥師寺筑前守の御用御取次御免松平式部少輔の御勘定奉行を離れ赤松左衛門尉の隠居御役御免小花和兵部の昇進を不得當時 幕ニての井伊方ミ者の憎て不用又忠正ミ士をも不好所謂中央ある姑息ニ目鼻を付し位ミ者を用るニ

一昨夜早到來

十八日陰

一久世の只内を實する所を務め打拂等ミ見込ハ少しもちき様子當時幕ミ勢余程直りたれとも流石ニ是迄盤根錯節容易ニ難拔勢ニて久世も御家

ミ事杯の餘程ミ盡力只一人にて押拔是迄ニ出來ふれと元より無理ノ
拵へふるおれの跡ミ居り合甚ノ不宜何ガ名を付久世を挫クミ策尤深
蜜にて久世も少しも早く 公を參府おしおいらセ後楯とセンと思ひ幕
論も 水戸ミ激論 公を御留め申天下ニ旗を擧んとせるをもえらて下
しおるらせし久世等ミ失策よといひのしりとても御參府おくての第
一久世を始として此後盡力も不出來勢誠ニ難物ミ世の中されと 公も
も一日ツも御國ニ可被爲入思召て原の今井等をも爲御登ニかり其
外外路も周旋ミ人ありて御新葬後直よといふ所先御法事迄のといふ
位の延ぶる様子 幕ミ内輪も全く道理ニ被押奸人も無理ニ黙し居委油
斷大敵ミ有様ニ 御參府ニ相成候の御贈官及 公 幕ミ大政へ御立
入等の出來候様相成可申杯閣老いひし由若狹介も師直を切るも不出來
都合ニ

一 佐倉にて被捕し者一人江戸にて貳人ありといふ

一 薩ミ一条の追々聞ミ最初ハ水戸家の臣下 老公方當公方と二ツ分れ
居相互セり合のみおし居天下を憂る者の 老公方 幕ニ取入者の 當
公方と名を付置それの本藩ミ士も度々右ミ説を破りたる今度 老公
御逝去 當公方の未タ御著城も不被遊以前ニ其臣下として國を去て他
藩へ驅込といふ事如何も不審ニ思ひ推察して曰 當公方にての所々潛
匿せる者杯の大ニ嫌ひ給ひ打ても可取位ニ思食ミ所 老公方にて殊ミ外
不便ニ被思食内々にて御かくまひ被遊しり一旦 老公御逝去と聞て右
よての中々御領中ニ潛居も不出來とても捕ニ就かふと思ひ他藩ニ驅
込し者あるへしと思ひ居る者ありとそ然るニ御家より引取として先鋒
隊よても被遣おの有志の是を見て拵のと思ひ薩邸にて如何なる事ある
んもえれすとて邸中外路ミ者竊ニ薩ミ有志ニ會し此度ミ事の當人ノ
も御見込申推參も致候事おれの却て又引取よても參り彼是といふし候よ
り矢張當分ミ所足輕よても何よても御遣被下候方可然云々といひしよ

推察せる所へ當り合し勢よて所詮此人々を水戸へ返さの首よても勿れんもえれすそれも誠よ不便ヶ程迄よ天下き爲と思込し者かれの何卒助置よしと思ひ居よし併此方を表向うけ合時のいつも國を分り次第といひ居よし

一 宇漏生人八月十三日同十八日安對宅よて應接是の交易難許由墨夷を以斷しよ承引せず又々應接よ及しよ

一 田原彦小川へ行此度御同志の大勢薩へ出されと何を申も 國き大喪其臣下の皆喪を服し居る事かれのよとひ如何程き事ありとも服の終日を不待しての臣子き義ニ於て如何よして左程き事よ無之の尙以き事今迄待居し人き今俄よ待れぬといふよもゐるよしかく臣子き義を全くまゐる事武士き大節と存るれ^{ら脱カ}の何事も先少しの間御見合よて可然旨論せしよ尤と思ひし者もありしう中よのそれ迄も相待事不出來よて半隊程引別れ別き所よ移りよりといふ

十九日陰

一 一兩日以前を御家中紛々 鶴千代殿様御誕生き沙汰尤御臨月かれ共眞き御誕生よてのかし

一 小川有志き分れよるも愈決しよのせぬ様ニ落付しといふ

一 二三日以前き夜通しに御參府云々よし是の初御下りき時の御存生き中御對面御看病云々御願ニて幕かも少しも御快能候の、直様御參府可被成旨御達よて廿六日御發駕き所 老公の廿六日御逝去此事廿八日方江南御届ニかりしう其時多事よ紛レ何等御願直しよも不相成其内又幕を達り御對面御下りき所御逝去ニ相成候付ての直様御上り可被遊筈よ候得共 奥御殿様よも久敷御對面も無之事ニ候得の御對面き上早速御登り可被遊と申來りしう其時も打忘レそれのみよあし置よるよ又此度 幕を來りしよ是の最早御對面も御濟よ相成候事と存候得の御新葬御濟ニ相成候の、早速御登可被成といふよ 公よても責て來春迄も

御在國ミ思食臣子のいふもさふ今井原田等をも江南ニ被遣御居延ミ
所と 勅書御返納愈御猶豫と申書附を幕を御取あさる、思食かりし
如何よしして右ミ御届の御失念ニかりし

廿日陰後晴

一昨日中山老大夫を被爲召色々御咄あり御參府云々も右ミ始末よて見れ
の近々登リニ可相成實の來春迄も居候て國ミ居り合も付可申所存ミ所
元が御看病ミ事かれの常ミ下りとも違ひ殊ミ下リミ時よの 幕よても
一方かす骨折候人杯もあり其故下り候様も出來候事よて只今登り
不申候ての其骨折候人も甚不都合も有之候様子旁無是非事かれの先尾
崎を爲登猶豫ミ所取繕候積之右よても愈出來不申候の、不得已扱此後
ミ下りの來年の六ヶ敷可有之明々年の御三年よも有之是非罷下り家中
ミ政事領中ミ事迄も世話いふし候積之甚長き事かれも併其含よて居
申候又今度ミ登りよも何程欲守衛と號し南上ミ人も可有かれ共登りよ

の床机廻をの召連江戸よて守衛も爲致候積かれの其外の不能出様致度
公邊へ對しどふふといふ計よてかく諸藩へ對し候ても余りく、余の
不徳を顯す姿よて誠ニ困り申候扱又誠ニ國中幾つよも分れ居それ又纏
候積よて家老へ懸候所今以何等申聞もかし畢竟家老も大勢ミ事よて各
自分の愛憎といふもあり大勢事といふの都て物事廉のとれて仕舞候物
よて中々當り障りあき杯といふ様ミ事よてのとても參り申間敷今以議
論も合セぬ様子之併白井ミ論計の承り申候是の全く壹人ミ了簡ニて申
候所一々至極尤よ存し申候故何分右ミ工風も致し可申と被仰し故中山
それの何儀よ可有御座やと伺しよ 公今ミ内の手前よも咄し兼候と被
仰しよし中山退出して白井へ行御前よてケ様く、ミ仰之是の如何ミ事
よやと問しよ拙者申上候事の當今至當ミ所を申上し心得 公も至極御
吞込ミ御様子乍去握りて見不申候ての腕との不致候得共 公よて愈御
用ひ被遊候の、余程安心いふし候様參候半併其内の拙者よても御咄し

申候様より出来兼申候と答しよし

一 中山御前へ出し時よ 公被仰しの一休家中ミケ様より分レ居候の其本と申セの全く 勅諭ミ一条カミ事よて是さへ愈御居りと出来候の、一國ミ者も彼是いふし候筈のかし是ニ依て是非右ミ儀 公邊カ書附を取候て領中迄一圓ヨ示し安堵爲致候積り先達カ今井等へ達し置し此度尾崎を爲登候より居延ミ所と 勅ミ所を周旋爲致候心得と被仰しよし 尾崎大夫の今月中登との事

一 同仰ヨ江戸ヨ居候時の國許もケ様ミ譯との思さりしヨ下り候て誠ヨ福され申候畢竟余ヨ不徳故カ云々當時の國中思ひヨ分レ正論の正論ミ中ヨ分レ奸の奸鎮撫の鎮撫ミ中ヨ分レ居るよし中ヨ鎮激といふもあるよし其方も承知あるへしと被仰し時中山私杯の御國ヨ居候得共隠居ミ身分更ヨ存し不申と御答申上しヨ鎮激との鎮撫論ミ中ヨ居て激論を殊ミ外打ヨり候を鎮激と申候扱右様分レ居候ての此先何事

と申候ても致方有之間敷何卒幾重ヨも手を盡し可申又家中ミ者も余ヨ爲と思ひとふそ纏りて吳候様致度其方杯も定て心付も可有之候得の存分ヨ承度且又書取よても致し爲見可申近々登よても相成候の、此方ヨての出来不申候故江戸ヨ參候て盡し可申云々ミ由

又仰ヨ是迄の前様よて被爲入し故萬事御すがり申居候所ケ様ミ事ヨ相成扱々無是非次第ニ併其方よてもおれり心中をも察し可申おれ程不運ミ者カし櫻田以來水戸殿家來といひ立しとの事よて登城も不出來實ヨ隠居も同然カそれヨ井伊の登城もそれの何もいふし剩任官迄も玄ヨるヨ此方の右ヨ次第殊ヨ前様ヨ迄も御離レ申誠ヨ申様カき仕向只今登候よても登城も出来候やら如何も玄れすいつそ下國ミ序ヨ國ヨ隠居シて仕舞可申と存セしヨそれよての何款 公邊へ突當候姿カれの何罪款よて隠居被仰付候迄先此儘よて居り可申と存其ヨ就ての最早 前様もカし今よりの壹人カ決斷よて取計候事カれのとこ迄も心を盡し押拔候

積り云々之由

一又仰は櫻田之事杯彼是申候者もなれとも併なれの上出来を致したり
 の事かくの 勅書も愈御返納といふ事なかり國中も如何なる事な欵及
 可申右ミ憂もかく殊な今一月も生延ふの半地なかる欵國替欵井伊ミ
 暴政よてのとの様の事な至るもなれす誠なよき時打ふりと被仰しよし
 一又仰は野村杯如き者の 前様御存生ミ内の深く御信用も被遊し者な
 て國を去り候も誠なな時の時ミ釣合無余儀譯よて不得已出候よて何も悪
 しき事な有譯よてのかし都て是迄ミ所の國許な参り驚きふる計よての
 かく實な譯おしよて是迄ミ事の皆見消し^{許カ}申候て遣候積之又長岡へ出居
 候者共の何レも 勅書と 前様御慎解との志願な候得の 勅ミ事の最
 早愈御返納の不致且 前様よての御逝去と申畢竟 前様御慎解ミ儀身
 な懸願し者な^{々々}懇な申合の吞込候様も出来可申そして御出
 棺ミ時ミ御見送りよても爲致可申存候是の何レも家老へも申聞候得き

と被仰しよし野村杯事の明日方何と欵可被仰出といふ

一公三浦贊男は今度登りニ付ての其方も共ニ登り可申旨被仰し是の極々
 内密御用被仰付し故御登りミ時の多分登り可申と三浦も内々人な語り
 し由尤何御用といふ事の一圓いさす

一奥御殿様御下りミ時の御住居向も御大破よて御居坐ミ内なぬき杯を筋
 違とふしふる所もなり御柱等も扣を打ふる位誠な御大破ミ由二三日前
 公被仰しは最早 前様御逝去ミ上の天とも地とも奉頼の只 奥御殿様
 計故責て御一生の御安樂な御暮し被遊候様致度在國ミ中取懸御殿らし
 き所へ御住居被遊る様可致存せしよ近々参府と申候ての左様ミ事致
 居候間無之當節別して物入莫大よて中々普請杯所よての有之間敷なれ
 の手元金續候丈ケの指出し登り候の、早速申付可申とて御自身御指圖
 有之此處を取拂此所のケ様ニ致し扱御守殿様先年御住居被成候御殿^{松御}
 間程有之候間是の舟廻しよても致可申又何の間と欵ミ御張付是も宜敷

品故下し可申 英想院殿も嘸々御氣打御慰之爲是の 英想院殿へま
みすすへし杯之類都て御世話被爲在しよし是の近々御登御自身御世話
も不被遊故思食様は御指圖通りしあるへし

一 公御下り之時の殊々外色々と御思案に御様子六七日程過て御了簡御居
り被遊し御様子にてそれなり一日くと御腹も御居り被遊しといふ

一 奥御殿様も御國へ被爲入思食よし先日も是迄の 前様にて萬事御世
話被遊し此上の子供等も事迄も皆御預り申候姿故何れも心を盡養育
し女子のともかくも男子の何方へ養子は參候も一國位の治り候様是
非仕込可申と被仰し由

一 當時の執政君側共は更ニ不被爲召頭取にて尼子三浦中根經島(欠本ノマ)に
六人執政にて白井時々被爲召次は肥田杉浦も折々の出る側用にて青山
其外は一切御召さし

一 石河竹之介書記も近比の余程ときよし有志石河は行しよし是迄も事迄打

明談論是迄も所の誠は不可言併ケ様相成候うかの 公にて 老公御遺
志を御繼述被遊候事至て肝要御遺志と申せの尊 王攘夷又の文武御引
立農政御軍制何れも半途はして置候事故是非とも 當公にて御繼不被
遊候の、折角に御骨折水之泡と相成決して不相濟只今も様ニ不舂にて
の萬一奸は被取候も不可測それこそ御繼述とてころよての無之かんとも
有志一同カ体カ保して是を持張始終へ押披申度就ての御存分は御心付も事も伺
御一ツは盡し度云々よし

廿一日

一 岡礫泉院の先年 將軍家薨御之時御疑心にて禁錮せられ釘位に譯よ
て嚴重に慎かりし尾越等と同日御免にかりし由

一 美濃部新藏ヲ 公御獨斷にて被爲召執政も不知よし 公中山は被仰し
は新藏と相談いさし度筋有之に付此間呼申候と被仰中山それの何御用
と伺しは少々相談致候積之と被仰此御言葉にて肥執政杯も扱の御召よ

かりしと見へふりと初て知りし由

一 一兩日以前幕命よて入薩有志ミ見知人として四郡玄蕃府等々壹兩人ツ、南上多分今日杯着るへし

廿二日

一 河越侯御名代御使長岡へ著此方よて兼て其含のゐれとも中々今日杯著との不思議割を初として何の手當もなき故長岡へ留置しよ又々因州の先觸來り大騒動之

一 先日佐倉よて被捕しの下監よて久木論ミ者ありといふ

一 薩よての有志ミ行きしよ大驚き且 幕ミ突當りを恐れよしや三十七人の棄殺よむるとも國への何等もなき様と計りし様子委細ミ其時ニ不殘届ケ其上有志書取迄指出し 公邊よて御引取ミ相成候あふの其方御人数よて嚴重御引取云々又萬一横濱等よて意外ミ事を生し候も不知杯其時々届ケ見るよ不忍事共ニ又其後貳人是も薩へ出しよ軍用金持參ウ

と疑ひ別の所ミ指置其時ミ届の別して不可言といふ誠といふ成奸人ありとも此上ミ取扱のまよしき之委細の別よ右ミ届も認め置へられの畧す

一 薩よての有志ミゐらるをひろひにまふぬ事杯彼是申觸し不人情甚しといふ

廿三日

一 長岡殘勢呈書廿四日御判談ミ割是の杉浦執政よ出し政事ミ得失人物ミ黜陟等之といふ

一 今日諸方ミ御使者不殘下著

一 江南よての美新ミ御召を不安心ミ思ひ扱の御國政府の通りかれの美新引留るの策あるへしとて下ふぬ様思ふよし

廿四日

一 昨日石河清衛門下著拜謁しよ政所様々ミ御用申上る其時公何方へ止宿

いふし候と被仰しよ石河實の御用宿も相渡居候へとも野村彝之介母の私妹よ御坐候て老年の事よ付内々よて是へ止宿いふし候と申上しよ公それちふの可申事あり近くくと被仰承レの彝之介も宿よ居り不申由何を申候ても前様御逝去よ候得の是迄も所の見許し是非御棺拜よても爲致候積之今歸り不申候ての憎くかく共不得已嚴重申付候様相成候款も不知是非間柄共と相談ミ上少しも早く召歸し候様云々被仰御前を退しよ又々執政も右ミ所別段達しよかりしよし

一金孫稻葉よ御預よかり居しう稻葉よて優待する事不大方金孫いひしよ余捕ニ就し時割腹ミ間の随分ありしう只身を潔まるのみよて我君の御冤罪を晴すも出来ず志願を達するも不叶故幕へ出さの定て糺明もあるへし其時存分申立ふんニの大勢ミ中かとう君の冤罪不奉察へき又かとう我真心の通セさるへきと存おめく幕へ出申候最早いふへき事いひつ又貴藩ミ御方へも折々の志願ミ所も申ふれ今の世よ思ひ

置事もかし今こそ死へき時といひし由稻葉家よても至誠よ感し是程忠義ミ士うかゼケ様よ不運よありらん此世の中よ此様ある士のあるよしとして日々ミ扱誠よ懇之且近比の家政向迄も萬端相談するよし

一今日昨年以來蟄居等を始として屏居せし者共長岡勢迄廿六日一日御免よて御棺拜被仰出

一今日七ツ時過早到来昨廿三日午中刻 若君様御誕生

廿五日晴

一登美宮様今日か貞芳院様と可奉稱旨御達

廿六日晴

一今日 烈公様御葬送 今公余四公子餘六公子余七公子余八公子御見送余 今公よ供奉し夜五ツ時太田著

廿七日晴

一今日明七ツ時御供揃六ツ時半御發駕四ツ過瑞龍著支度替よて御供諸方

ミ御使者も不殘燒香此時俄ニ北風起りさしも晴渡る空雨雲立覆御
穴入ミ比ハ少々降出尤地の迄める程よてハかし御葬穴濟歸御ミ時ハ
又元ミ如く晴渡りぬ涙の雨ハ是ハかふん欵

廿八日晴

一御神主様御始御方々様明六ツ半時御發駕菅谷の勘マ、御カ平カ衛カルへ御小休七ツ時過
御著城

一今日御次向へハ來る七日御參府御内沙汰被仰出

廿九日陰

一今朝尾崎大夫南上

一今日一役達しよて御筆御下ケ

一大監笠井腹心の先日策を立此度の御下かれ共御中陰よて何の御世話もか
し一國ミ人も何程ハ存詰る者ハあるへきかれハ人望ミ屬し居る者を御殘
しよて近々御事業ミ模様御見セ可然それハ白井執政其人あるへし又

當時要路ミ中よて兩三人も御轉除よて一國の氣を安へしといひしを信
用セし人もハありしハ是ハ白井を御國ハ留置策よて又それハかして 公を
欺奉んとてハ近比ハ至り破レしといふ

一豆平等云板橋林了杯三隠引出しを目論余程整しよ白井ハ破ハれしとい
ふ是ハ白と三隠ハの中を離間の策ハ豆ハ當時御尋者ハ書記魁ハ逢ハ機
密を聞ハりといふも珍ハしき世の中ハ

一久木林了を以武田へ申入しハ久木も御承知ミ身かれ共是非夜中ハ申上
度ハとの事ハ御程合ハ如何あるへしやとハ可笑

一當時ハ杉浦執政白井ハと同論ハかりてハ我徒ハ是迄ハとて要路等よて專
ら其中を遮る様子ハ

晦日陰

一七日愈御參府といふ事久世ハ告しよ久世大喜ハ何卒左程仕度左様ハ
其代りハ三隠杯御用ひハ祈 幕ハ被仰出候様是ハ何分骨折可申とい

ひし由

一今日諸士以上の七十以上諸士以下の八十以上來月二日迄ニ申出候様御達出る

一尾紀様御使者來ル

一薩よてもやふく議論見直し決して幕へ出してのちふぬといふ様も出來且又國よりも當月中旬よの挨拶も參るよし

萬延紀元庚申十月至十一月八日

秘笈日録

晚綠齋秘笈

目次

目錄之三

萬延紀元庚申十月至十一月八日

江水往復

秘笈目錄

晚綠齋秘笈

萬延紀元庚申十月朔陰雨徹夜

- 一 今日美新が飛脚來ル愈朔日江戸出立ニて下り申候幕之勢至極順風只今水國にて何之策を以ても南發等の不宜確乎として不動を上策とす國國ミおふ付の致方なし同志計の一纏は致度石谷等も近々被打そふか模様廿四日より一橋御養母君御登城 一橋公も十月中より御登城も可被遊云々
- 一 七日御登りニ三浦も愈御供被仰付三十日之程江戸へ居候様云々
- 一 關宿藩川連行藏來ル宿の眞弓といふ所之舟橋との極親友依て舟橋は談し有志を關宿は潛する事を談す當時の藤森は塾ニ遊ぶ者也
- 一 鹽谷甲藏の余程形氣を見て事を爲者にて臆病之人といふ藤森罪を得てよりの終は文書は不通藤森の有志へ書を託し京へ通するを聞再三書を以意見せしといふ川連説

一同役ミ申合よて御參府御供ミ願下書廻る
二日晴

一今朝 今公瑞龍御發駕

一關宿ミ手を入る爲金索として淺田所持ミ三十兩村引當ミ手形川瀬へ廻す

一昨日當公御參府ニ付てハ非常ミ砌御供方御増よて御參府ニ相成候付御守衛として別ニ南發不可致旨御達出る

三日晴

一土佐侯藩何某ある者 京へ出封書を指出し主上御叡斷被爲在候様と達て至願セしう 主上よても御嫌疑も被爲在彼是よて右ミ封書を評定所ミ様を所よて披見し其人ハ揚獄へ入しと云

一今日文武指南諸役人一同御黒書院御入側ニ於て御通り懸御目見被仰付指南への御上下地拜領暫しへて御書拜見是ハ別ニ寫ス

一今日美新著

一此度の執政よて白井戸田被仰付三浦も愈御供よて登ル
四日晴

一安對も近比ハ誠ニ有もあきり如し權勢大ニ挫け幕ミ勢も頻リニ順風

一勅意御讓位云々愈實說ミ由何レ當月末來月初ハ立太子ミ御沙汰 天朝よて 實位を御讓り被遊候うハ 大將軍ハ尙以ミ事故是ハして回復よも可至といふ

一是迄久木論ミ者も近比ハ余程足を引者出來しといふ戸田等も役祿を抛ても長岡ミ處置野村引返し等盡力ミ心こといふ

五日晴

一安藤も近比ハ餘程挫け今ハ七分ハ可被打勢之と云石谷ミ被打そふ勢も先日ハミ事かれ共當時ハ必死と金を以保位ミ策專一ミよし

一先日尾州公御使者來りし時下町會所ミ玄關へ横著ニしふるハ此方役人

案内ミ者も其時の見て居て如何ミ御次第マて云々と咎めし故尾州も誠
ニ心配全く不心付畢竟供廻ミ者ミ不心得より右ミ次第及恐入申候主
人へ迄も障リニ相成候様マてハ指支申候間何卒筋へ御申出等ハ何分御
用捨ニ致度旨申候故町方マて其旨承知し供頭ミ誤リ證文を取リしニ
尾ミ使ハ其場マて定供ミ者貳人暇を出シタリ此方マてハそれヨも不構
仕舞ニリといふ

一因州ミ使荒尾駿河ハ長岡へ來リし時間屋へ談セシハ我々主人も甚ニ勝
手不如意故上下おしあへて中旅籠マて留め吳候様申セシ故其旨郡方へ
申出シニ此度ミ儀ハ主人カミ申付マて御饗應申候故右様ミ事一切御心
配無之様と答シニ難有旨答扱此度ミ御大變供廻大勢マて罷出候てハ尙
以御厄介ニ可能成と存シ全く入用ミ供計召連余ハ府中ニ殘シ置シとい
ひし由それカ宿ニ著茶代として壹兩貳分庄屋へ貳分問屋へも同斷遣し
又長岡出張ミ手代等へも此度ハ萬事御世話ニ可相成何レ歸國ミ上ハ主

人マて何と欵御禮も可申依てハ御名前承度とて姓名を書付し故手代等
も彼是指圖いニし會所ニ著セシ時の供ミ者を戒め此度ミ大喪マてハ萬
事心を可付水戸マても流石看ハ出ヌシタレ共饗應ミ事カレハ酒杯ハ可
出も不知一切不可吞とて一晚ニ三四度も供頭打廻リ指圖シニ故此方
マて酒を出しても百人近くミ人數酒ミ五六合カ外不吞といふ瑞龍へ行
ても些も世話ニありし者へハ其座マて金を遣シニ故萬事都合もよき
由御焼香も成程閑雅ニ致ニリ此度ミ御使マてハ因州第一ニ沙汰ニ
一薩州も盛ニありしといふも近比ミ事マて中々眞ニ正論ハ少キよし長州
ハ是ニ比ふレハ家中ハ其様ニ分レも不致されハ^{ゴカ}一體ニ所ハ薩ニ劣るヨ
シ有志薩へ出し時の薩も大ニ付届杯も誠ニ淺間敷事ニシハ廿八日ニ
至リ南部有馬マて久世へ内談セシハ其時ハ久世も口氣不宜し故直ニ黒
田へ行^{是ハ薩ニ候}候と對話ミ内家老を以て重役ミ者へ事ニ寄ハ三十七人
此方へ御預ケヨも可相成其御手當ニて可然旨談セシハ又久世カ使有之

決して右ミ心配の不及と申せし故それより力を得左されの幕も出
すの不及又事よ寄の國へ下しても可養も不知先の無事よ水戸へ返し
度とかりし由

一他藩よての水國ミ事皆策よてかす事よて何欵廉を拵へてのそれを種と
して事を爲すと思ひ居已に二月中ミ長岡打も策三十七人ミ始末も策と
いふ様よ水戸様よての兼ておそろしき事を御企被成候又の水戸様よて
の狐ウ御工手故杯と他藩人何レもいふよし

一當時の上野ミ僧徒色々盡力有之一体天下ミ有志も水國ミ有志も皆上野
へ説を入萬事上野が起る故久世も大きよ盡力よ易き勢上野ミ論の始終
正々堂々ミ論のみこといふ

一本多濃州を閣老とせし深き意味ミ有る事ニて閣老を選ふ時久世いひ
しの一休京大坂を勤し者を閣老しするの昔かミ事よて左もかくの誰ウ
京大坂を勤る者あふんとて濃州を引出しより是の表向よて實の土浦侯

久世と至て親し土浦を閣老とかす心組故先本多を出せしといふ上野よ
ても土浦の近々閣老ニ不成といひし由東叡ミ説の當る事多しといふ

一當時久世へ深く出入ミ書記の上倉彦左衛門といふ

一天朝よて是迄押拔居し者の中山久我兩卿之余の大抵御引込ニかり居し
也

一跡部甲州も久世との誠よ親しきといふ

一久世の一体ミ所中々天下ミ回復ミ出来る人物よてのかし其論も内を實
せる所のみ也

一昨日夜通し到來是の尾大夫ミ周旋せし勅諭愈御返納ニ不及との事あ
るへしといふ

一今日も夜通し到來是の御忌御免あるへし

六日晴

一昨日御書御下ケ別よ寫ス是の三日に御日付也